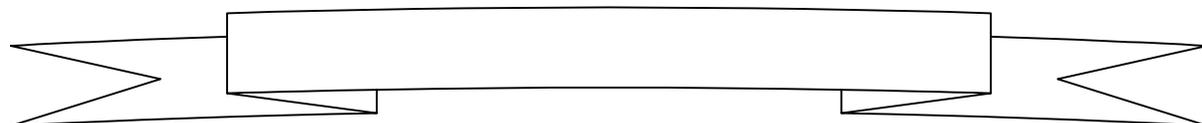


平成24年度

会計検査院

情報公開・個人情報保護審査会

年報



# 目 次

|                              | 頁  |
|------------------------------|----|
| <b>I 組織の概要</b>               |    |
| 1 設置と役割                      | 1  |
| 2 委員について                     | 2  |
| 3 調査権限及び審議の流れ                | 3  |
| 4 情報の提供について                  | 6  |
| <br>                         |    |
| <b>II 平成24年度の運営状況</b>        |    |
| 1 審査会の開催実績                   | 7  |
| 2 諮問事件の処理状況                  | 9  |
| 3 答 申                        | 10 |
| ・平成23年（情）諮問第1号               | 12 |
| ・平成23年（情）諮問第3号               | 29 |
| ・平成24年（情）諮問第1号               | 41 |
| ・平成23年（個）諮問第1号               | 76 |
| <br>                         |    |
| <b>III 資料編</b>               |    |
| 1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況 | 89 |
| 2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況            | 95 |
| 3 委員の推移                      | 99 |

# I 組織の概要

## 1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(\*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(\*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。

なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(\*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

## 2 委員について

### (1) 任 命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

### (2) 任 期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

### (3) 義 務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

### (4) 平成24年度の委員

|      |         |                    |
|------|---------|--------------------|
| 会 長  | 小木曾 国 隆 | 公証人（平成24年10月から弁護士） |
| 会長代理 | 早 坂 禮 子 | 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授   |
| 委 員  | 大 塚 成 男 | 千葉大学大学院人文社会科学研究科教授 |

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：22年4月21日

### 3 調査権限及び審議の流れ

#### (1) 審査会の調査権限

##### ① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

##### ② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

##### ③ その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人（不服申立てに参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「不服申立人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています。

ます（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって不服申立人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

## （2）不服申立人等の権利の保護

### ① 口頭意見陳述の申立て

不服申立人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならぬとされています（準用審査会設置法第10条）。

### ② 意見書等の提出・閲覧

不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

また、不服申立人等は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条）。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会は、意見書等の閲覧を認める場合、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、原則として、閲覧に供することに代えてその写しを交付することとしています。

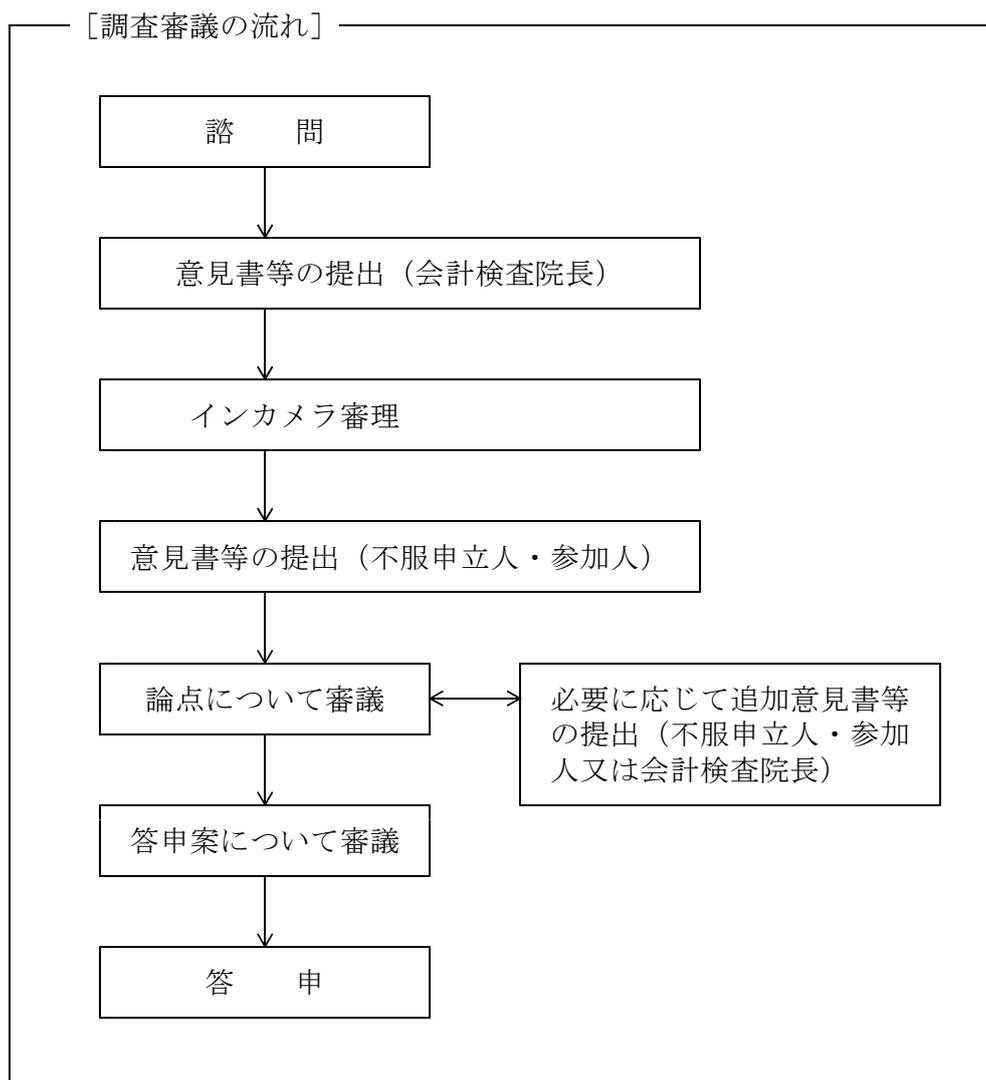
## （3）指名委員による調査

インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

#### (4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



## 4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

|      | 公表内容                                | 公表時期   | 公表方法  |
|------|-------------------------------------|--------|---|
| 開催記録 | 会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項      | 審査会開催後 | 会計検査院のウェブサイト(※)に掲載                                    |
| 答申   | 準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容 | 答申後    | 報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載 |
| 年報   | 会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況 | 毎年度    | 関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載  |

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<http://www.jbaudit.go.jp/>

## Ⅱ 平成24年度の運営状況

### 1 審査会の開催実績

平成24年度の開催回数は9回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

|       | 開催日            | 主な議事内容  |
|-------|----------------|---|
| 第113回 | 平成24年<br>4月26日 | <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年（情）諮問第1号〔特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書（第3号様式）等の一部開示決定に関する件〕… 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議</li> <li>平成23年（個）諮問第1号〔特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書（第3号様式）等に記載された本人に係る保有個人情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件〕… 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭説明補足の聴取及び審議</li> <li>平成23年（情）諮問第3号〔会計検査院情報公開審査会及び会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における初代から現行までの各委員の就任経緯等に関する文書の不開示決定に関する件〕… 審議</li> </ol> |
| 第114回 | 6月14日          | <ol style="list-style-type: none"> <li>平成24年（情）諮問第1号〔昭和58年度決算検査報告に掲記された新地域農業生産総合振興対策事業の検査結果等に係る検査報告事項の提案審議に関する文書等の一部開示決定に関する件〕… 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議</li> <li>平成23年（情）諮問第1号… 審議</li> <li>平成23年（情）諮問第3号… 審議</li> </ol>  |
| 第115回 | 8月1日           | <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年（情）諮問第1号… 審議</li> <li>平成23年（個）諮問第1号… 審議</li> <li>平成23年（情）諮問第3号… 審議</li> <li>平成24年（情）諮問第1号… 審議</li> </ol>  |
| 第116回 | 9月27日          | <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年（情）諮問第1号… 審議</li> <li>平成24年（情）諮問第1号… 審議</li> </ol>  |

|       | 開催日            | 主な議事内容   |
|-------|----------------|--|
| 第117回 | 11月 6日         | 1. 平成24年(情)諮問第1号…審議<br>2. 平成23年(情)諮問第3号…審議<br>3. 平成23年(情)諮問第1号…審議<br>4. 平成23年(個)諮問第1号…審議 |
| 第118回 | 12月11日         | 1. 平成24年(情)諮問第1号…諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議<br>2. 平成23年(個)諮問第1号…審議          |
| 第119回 | 平成25年<br>1月29日 | 平成24年(情)諮問第1号…審議   |
| 第120回 | 2月28日          | 平成24年(情)諮問第1号…審議   |
| 第121回 | 3月27日          | 平成24年(情)諮問第1号…審議   |

## 2 諮問事件の処理状況

平成24年度においては、情報公開関係5件が審査会に諮問され、前年度に諮問され処理が持ち越された情報公開関係2件、個人情報保護関係1件と合わせた情報公開関係7件、個人情報保護関係1件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は表2のとおりとなっています。

**表2 諮問事件の処理状況**  
〈情報公開関係〉

単位：件

| 諮問件数 | 24年度における答申件数 | 答 申 区 分      |                |           | 24年度における取下げ件数 | 24年度末現在の処理中の件数 |
|------|--------------|--------------|----------------|-----------|---------------|----------------|
|      |              | 諮問庁の判断は妥当でない | 諮問庁の判断は一部妥当でない | 諮問庁の判断は妥当 |               |                |
| 7    | 3            | 0            | 3              | 0         | 0             | 4              |

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し2件を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 諮問件数 | 24年度における答申件数 | 答 申 区 分      |                |           | 24年度における取下げ件数 | 24年度末現在の処理中の件数 |
|------|--------------|--------------|----------------|-----------|---------------|----------------|
|      |              | 諮問庁の判断は妥当でない | 諮問庁の判断は一部妥当でない | 諮問庁の判断は妥当 |               |                |
| 1    | 1            | 0            | 0              | 1         | 0             | 0              |

(注) 諮問件数1件は、前年度からの持ち越し分である。

### 3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会は、平成24年度に、表3のとおり、情報公開関係3件、個人情報保護関係1件の答申を行いました。

各答申の内容は12頁以降のとおりとなっています（各答申の掲載頁は表3参照）。

**表3 答申の状況等**

〈情報公開関係〉

| 諮問<br>番号                      | 答申<br>番号          | 諮問日<br>答申日              | 事 件 名  | 答申区分           | 掲<br>載<br>頁 | (参考) 裁決の状況 |                    |
|-------------------------------|-------------------|-------------------------|--|----------------|-------------|------------|--------------------|
|                               |                   |                         |  |                |             | 裁決日        | 裁決                 |
| 平成<br>23年<br>(情)<br>諮問<br>第1号 | 答申<br>(情)<br>第55号 | 23. 6. 22<br>24. 11. 7  | 特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書(第3号様式)等の一部開示決定に関する件         | 諮問庁の判断は一部妥当でない | 12          | 24. 11. 19 | 申立て一部認容<br>(答申と同様) |
| 平成<br>23年<br>(情)<br>諮問<br>第3号 | 答申<br>(情)<br>第56号 | 23. 10. 20<br>24. 11. 7 | 会計検査院情報公開審査会及び会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における初代から現行までの各委員の就任経緯等に関する文書の不開示決定に関する件 | 諮問庁の判断は一部妥当でない | 29          | 24. 11. 19 | 申立て一部認容<br>(答申と同様) |

| 諮問<br>番号                      | 答申<br>番号          | 諮問日       |           | 事 件 名  | 答申区分           | 掲<br>載<br>頁 | (参考) 裁決の状況 |                    |
|-------------------------------|-------------------|-----------|-----------|--|----------------|-------------|------------|--------------------|
|                               |                   | 諮問日       | 答申日       |  |                |             | 裁決日        | 裁決                 |
| 平成<br>24年<br>(情)<br>諮問<br>第1号 | 答申<br>(情)<br>第57号 | 24. 4. 13 | 25. 3. 29 | 昭和58年度決算検査報告に掲記された新地域農業生産総合振興対策事業の検査結果等に係る検査報告事項の提案審議に関する文書等の一部開示決定に関する件 | 諮問庁の判断は一部妥当でない | 41          | 25. 5. 7   | 申立て一部認容<br>(答申と同様) |
|                               |                   |           |           |  |                |             |            |                    |

〈個人情報保護関係〉

| 諮問<br>番号                      | 答申<br>番号         | 諮問日       |            | 事 件 名  | 答申区分      | 掲<br>載<br>頁 | (参考) 裁決の状況 |                  |
|-------------------------------|------------------|-----------|------------|--|-----------|-------------|------------|------------------|
|                               |                  | 諮問日       | 答申日        |  |           |             | 裁決日        | 裁決               |
| 平成<br>23年<br>(個)<br>諮問<br>第1号 | 答申<br>(個)<br>第8号 | 23. 6. 22 | 24. 12. 12 | 特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書(第3号様式)等に記載された本人に係る保有個人情報の不開示決定(存否応答拒否)に関する件 | 諮問庁の判断は妥当 | 76          | 24. 12. 20 | 申立て棄却<br>(答申と同様) |
|                               |                  |           |            |  |           |             |            |                  |

諮問番号：平成23年（情）諮問第1号

事件名：特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書（第3号様式）等の一部開示決定に関する件

諮問日：平成23年 6月22日

答申番号：答申（情）第55号

答申日：平成24年11月 7日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）における国土交通省所管の平成17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）の写しにつき、その一部を不開示とした決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が23年4月27日付け230普第90号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 処分庁の不開示理由には、日本国憲法、法律等違反があり、不開示とされた部分は違法なものであるから、情報公開請求権に基づき、不開示部分を取り消し、全部開示を求める。

イ 社会正義の実現と公共の秩序の維持・安定、併せて公共の福祉向上のため、不開示部分及びその理由を取り消し、全部開示を求める。

##### (2) 意見書

ア 17年度国庫補助事業の全体設計書について、請負業者の承諾のない変更が発注者の独断で行われている。これは、変更契約書が存在し

ないことから明らかである。

イ 全体設計書が請負業者の承諾もなく変更され、当初の全体設計書とは異なる工事完成後の出来形数値が記載された全体設計書が会計検査時に用いられており、違法がある。

ウ 全体設計書の保存期間は10年間とされているが、入札に供した全体設計書が廃棄されていることについて違法がある。

エ 低入札調査価格審査結果書が、工事完成後に精査された全体設計書と完全に一致しており、社会通念上あり得ない。また、入札後に廃棄された全体設計書の数値について入札設計書から復元して作成された公文書の金額等が、低入札調査価格審査結果書と齟齬を来している。すなわち、入札時に用いられた全体設計書では、低入札調査価格審査が行われていないのは、動かぬ事実である。

以上のような不合理な問題点等について、これらを正し、会計検査が正しく実施されたか精査するため、憲法第13条、第14条、第15条、第29条、第44条、第98条等、法的に保護されるべき権利に基づき、一部開示決定を取り消し、全部開示又は更なる一部開示決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 本件対象文書の特定

審査請求人は、23年4月3日付けで、本件地方公共団体における国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）について開示請求を行った。

これに対し、処分庁は、本件地方公共団体から会計検査院に提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）については、保存期間が満了したことから、既に廃棄していたが、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われ、この地方公共団体から開示の可否等について意見照会があった際に取得した当該検査調書の一部の写し（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

##### (2) 一部開示決定

処分庁は、23年4月27日付けで、本件対象文書のうち、表題、施行箇所等及び事務所名等以外の部分（以下「本件不開示部分」という。）に記録された情報については、会計検査院が検査過程において、一定の検査の着眼点に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、その検査内容の検討を進めるなどのために取得したもので、具体的な検査事項・検

査内容等に関するものであるとして、後記4及び5と同様の理由により、一部開示決定を行った。

### (3) 審査請求の提起

審査請求人は、23年5月14日付けで、上記一部開示決定を不服として審査請求を提起した。

## 2 本件対象文書の概要

本件対象文書は、18年11月に、会計検査院第3局上席調査官（都市・地域担当）（現環境検査課）が実施した本件地方公共団体に対する実地検査に先立って作成を求め、本件地方公共団体から提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）（当該検査調書は、会計検査院において保存期間が満了したことから、既に廃棄されている。）の一部であり、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われた際、この地方公共団体から取得した当該検査調書の一部（2頁分）の写しである。

会計実地検査調書（第3号様式）は、国土交通省所管の国庫補助事業で行われた工事等（以下「補助工事等」という。）の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施行箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理して作成することとされている。

## 3 一般調書の内容・性質等

### (1) 一般調書の内容・性質

会計実地検査調書（第3号様式）は、会計検査院が検査過程において検査の目的で作成又は取得する各種の関係資料である「検査資料」に該当し、同院において「一般調書」と称されているが、このような一般調書の内容・性質については、次のとおりである。

会計検査院では、一般的に、実地検査に先立ち、局長から受検庁の長（都道府県知事、地方支分部局の長、独立行政法人の長等）に対して、実地検査の対象となる事業を一定の基準に基づき抽出した上で、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理した文書（一般調書）を作成するよう求めている。また、会計検査院は、一般調書を最大限に活用して実地検査を実施しており、一般調書を活用した検査プロセスは、限られた人員の中で、検査対象となる全ての事業を検査することが事実上不可能な状況においては、必要不可欠なものとなっている。

なお、検査過程においては、一般調書とは別に、特定の検査事項に関し、当該検査事項の態様ごとに、各事態の具体的な内容を把握するなどのために、対象となる事態について一定の様式に整理したものがあり、会計検査院においては、これを「特別調書」と称している。そして、この特別調書の不開示情報該当性については、過去、その全部について不開示とした原処分を是認する旨の答申が行われた例がある。

## (2) 一般調書と特別調書との内容・性質の異同

### ア 一般調書及び特別調書の作成対象

一般調書は、定例的に行われる実地検査に先立って、実地検査の対象となる事業の全般に関してその提出を求めるものとされているのに対し、特別調書は、当該実地検査の実施前又は実施後に、特定の検査事項に関してその提出を求めるものとされていることから、その作成対象は異なったものとなる。つまり、一般調書は、実地検査が実施されることを前提とするものであるが、特別調書は、特定の検査事項の存在を前提とするものであり、後者は、当該検査事項に関し、具体的に検査が進行していることを如実に表しているといえる。

しかし、一般調書も、前記のように検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を整理して受検庁より提出を受けるものであり、検査資料としての位置付けそのものは特別調書と何ら変わるものではなく、一般調書の不開示情報該当性については、特別調書のそれと異なるものではない。

### イ 一般調書の様式の省庁ごとの共通性

各省庁において実施される国庫補助事業の実施形態等が異なることに伴い、検査の着眼点等も異なることから、これらに共通の検査調書の様式を作成することは困難である。会計検査院が限られた時間と検査人員において、受検庁が実施した膨大な量の国庫補助事業を対象とし、効率的かつ効果的な実地検査を実施するためには、実地検査の対象となる事業を一定の基準に基づき抽出した上で、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を整理した検査調書を実地検査に先立って受検庁に作成させておくことが必要不可欠である。しかし、実地検査ごとに個別に検査調書の様式を検討することは非効率といわざるを得ず、このような状況の中、会計検査院では、当該省庁が実施する国庫補助事業の実施形態等を踏まえて共通の様式を検討し、これを一般調書という形で活用するという検査手法を開発した。

そして、特別調書に関しては、特定の検査事項、すなわち、検査が

具体的に進行している状況の中で作成を求めるものであり、その検査の結果、内容、進行状況等に応じて、受検庁に具体的な指示をし、その調査結果を会計検査院の指定する様式に整理して作成させるものであることから、特別調書の様式は、特定の検査事項の検査結果等に応じて異なるものとなる。これは、検査過程において、特別調書を作成する案件について「絞り込み」が行われるわけであり、「絞り込み」が行われていればこそ、個別に特別調書の様式を精緻なまでに検討し反映することが可能となるといえる。

しかし、一般調書と特別調書にはこのような差異はあるものの、検査資料としての位置付けそのものは変わることはないことは、先述したとおりである。

ウ 一般調書の様式が省庁ごとに共通的に用いられることが、会計検査院の検査のノウハウを表象したものであること

本件対象文書である会計実地検査調書（第3号様式）の様式等が、いかに、多種多様な補助工事等を対象とし得るのか、そのことがいかに、検査のノウハウに当たるのかという点について具体的に記載する。

すなわち、一般調書は、その性質上、受検庁において簡便に作成できるように工夫された上、会計検査院が検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を効率的かつ効果的に捕捉することを可能にするものであることに鑑みれば、一般調書の様式が省庁において共通的に用いられていることは、検査のノウハウを表象したものといわざるを得ない。

しかし、この共通的に用いられているという点に着目し、会計実地検査調書（第3号様式）の様式は、検査調書として全省庁の国庫補助事業に対応する汎用的なものと解することは適当でない。なぜなら、会計検査院の検査の事務分掌は、局ごとに検査の対象となる省庁が割り当てられているのが一般であり、国土交通省の検査に関する事務は、第3局に所属する各課の分掌とされており、同局では、国土交通省における補助工事等の実施形態等に着目した局独自の検査の着眼点等を反映させ、会計実地検査調書（第3号様式）の様式を考案してきたからである。

このように、各省庁間において国庫補助事業の実施形態等が異なることに伴い、当該実施形態等に着目した各局独自の検査の着眼点等も異なることなどから、一般調書の様式は各省庁ごとにそれぞれ異なったものとなっている。例えば、農林水産省、経済産業省等においても、

国土交通省と同様に、各種の国庫補助事業を実施しているが、これらの省庁を検査対象とする各局が作成を求める一般調書の様式は、会計実地検査調書（第3号様式）とは異なったものとなっている。

#### 4 検査資料（一般調書等）の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査資料（一般調書等）が開示された場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

##### (1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

さらに、会計検査院では、実地検査において不適正な事態を発見・指摘した場合、事態の全容解明のため受検庁に協力を要請し、その際、併せてかかる不適正な事態に関する調査方法、事実関係等の正確な把握と簡明な整理の方法及び関係資料の収集・整備等について具体的に指示するなどして、その調査結果について報告を受け、これに基づき更に事実関係の精査及びこれに対する適切な評価を行い、不適正な会計経理の是正・改善を図ることもある。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

また、会計検査院がこのような検査手法ないし検査のノウハウにより独力で不適正な事態の一部を発見・指摘することができたとしても、それが広範囲に行われているような場合、同院の検査には自ずから時間的・人力的・権限的な限界があるため、同院が受検庁側の協力を得ないで、このような不適正な事態の全容を解明することは実際上困難である。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般の信頼を損

ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記(1)のとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断の過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、提出又は提供をちゅうちょし又は難色を示したりする例も見受けられる。

そして、一般に、ある検査事項に関する検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進捗状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検

査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、その収集・整備の状況は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進捗状況等を端的に示すものであり、また、検査資料は、具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき作成又は取得されるものであるから、検査資料の内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法、更には検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどを推知することが可能である。

加えて、会計検査院の指示する資料の様式、作成・記載要領等については、限られた時間、人員及び権限の中で最も効果的、効率的に検査資料を収集することができるよう、長年にわたり同院内部で綿密な検討が加えられ、幾度とない修正を経て受け継がれてきたものであることから、それ自体が検査のノウハウそのものであり、また、前記のような受検庁の協力により各種資料の調製がなされ、この提出を受けるといった検査手法自体も同院の検査のノウハウというべきものである。

したがって、検査手法、検査のノウハウ等を含む会計検査院の検査活動内容を推知することが可能な情報が開示された場合には、実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する実地検査の終了により完結し又は会計検査院が実施した検査の結果等のある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性（一定の「おそれ」の有無）を判断するに当たっては、このような会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならないものとする。

#### (4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

当該検査資料の内容等に関する情報からは、上記(3)のとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査資料の内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、憲法上の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

## 5 本件不開示部分の不開示情報該当性

### (1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

ア 前記4(1)から(3)までにおいて論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があり、不開示情報に該当する。

なお、会計検査院では、各検査対象ごとに異なった着眼点等を持って検査を実施しているのが実情であり、必然的に、一般調書の様式や記載項目名も検査対象ごとに異なる。このため、本件不開示部分のうち記載項目名に関する情報が公にされた場合に生ずるおそれは、前記4(3)で論じたとおりである。よって、本件不開示部分のうち記載項目名に関する情報は、上記と同様、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当する。

イ 本件不開示部分に記録された情報は、検査過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示部分に記録された情報が公にされることにより生ずるおそれとは、前記4(4)で論じたとおりである。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

### (2) 情報公開法第5条第5号該当性

本件不開示部分に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」、「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記4(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件不開示部分に記録された情報を公にすることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関

係者に会計検査院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

なお、前記5(1)アのとおり、本件不開示部分のうち記載項目名に関する情報が公にされた場合に生ずるおそれは、前記4(3)で論じたとおりであることから、当該情報は、上記と同様、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

### (3) 部分開示の適否

処分庁は、前記5(1)及び(2)に記載のとおり、本件不開示部分の不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号が規定する不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、この「ひとまとまり」の不開示情報とは、「最小限の有意な情報」における不開示情報と同旨であるから、これを更に細分化して部分開示することはできない。

### (4) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 6月22日 諮問書の收受
- ② 同年 9月26日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年10月 6日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月10日 審議
- ⑥ 同年12月 5日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑦ 同年12月15日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査

課長ほか)からの口頭意見陳述の聴取及び  
審議

- ⑧ 平成24年 3月 7日 審議
- ⑨ 同年 4月 13日 諮問庁から追加意見書を収受
- ⑩ 同年 4月 26日 諮問庁の職員(会計検査院第3局環境検査課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑪ 同年 6月 14日 審議
- ⑫ 同年 7月 11日 審査請求人から追加意見書を収受
- ⑬ 同年 8月 1日 審議
- ⑭ 同年 9月 27日 審議
- ⑮ 同年 11月 6日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、23年4月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、同年同月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年5月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年6月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

### 2 本件対象文書及び本件不開示部分について

本件対象文書は、本件地方公共団体における国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書(第3号様式)として開示請求があったものである。

諮問庁の説明によると、会計実地検査調書(第3号様式)は、会計検査院が受検庁に対して作成を求め提出を受ける補助工事等の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施行箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理した検査調書とされている。

会計実地検査調書(第3号様式)は、検査資料に当たるものの、特定の検査事項に関し、当該検査事項の態様ごとに、各事態の具体的な内容を把握するなどのために徴するいわゆる「特別調書」とは異なり、定例的に行

われる実地検査に先立ち、実地検査の対象となる事業全般に関し、一定の基準に基づき抽出した上で、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理したいいわゆる「一般調書」と称されるものである。

そして、本件対象文書は、18年11月に検査担当課が実施した本件地方公共団体に対する実地検査に先立って作成を求め、本件地方公共団体から提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）（当該検査調書は、会計検査院において保存期間が満了したことから、既に廃棄されている。）の一部であり、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われた際、この地方公共団体から取得した当該検査調書の一部（2頁分）の写しである。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件不開示部分については、次のとおり分類できると認められる。

- ① 記載項目名の各欄の記載（以下「不開示部分1」という。）
- ② 記載項目名の各欄に対応する具体的な施工状況に係る記載（以下「不開示部分2」という。）

### 3 不開示情報該当性について

上記1及び2の事情を前提に、当審査会において見分した本件対象文書の具体的内容を踏まえつつ、不開示部分1及び不開示部分2の不開示情報該当性を検討する。

#### (1) 不開示部分1について

諮問庁の説明によると、一般調書は、定例的に行われる実地検査に先立って実地検査の対象となる事業の全般に関して提出を求めるものであるのに対し、特別調書は、実地検査の実施前又は実施後に、特定の検査事項に関して提出を求めるものであり、その作成対象が異なるものの、一般調書も特別調書も、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を整理して受検庁より提出を受けるものであることに相違はなく、一般調書の不開示情報該当性も、特別調書のそれと異なるものではないとされている。また、記載項目名に関する情報が公にされた場合、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるとも説明している。

しかし、一般調書は、次のような内容・性質を有しており、特別調書のそれとは異なるものと認められる。

ア 特別調書は、特定の検査事項に関し、当該検査事項の態様ごとに、各事態の具体的な内容を把握するなどのために徴するものであるが、

これに対し、一般調書は、定例的に行われる実地検査に先立って、実地検査の対象となる事業全般に関し、設計不適切や施工不良等の幅広い指摘態様を念頭に置いて徴するものである。このため、一般調書の記載項目名には、実地検査の対象となる事業全般に関し、指摘の契機となる一般的な事項を示す情報（対象事業名、事業実施額、契約相手方名等）が含まれている場合が少なくなく、当該情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等を端的に読み取ること又は推認することができるとまでは言い難いこと。

イ 一般調書は、実地検査に先立って徴するものであり、検査担当者は、一般調書を踏まえて実地検査を実施し、具体的な指摘を発見するという過程を経るため、会計検査院では、通常、一般調書のみで検査結果を取りまとめることはなく、検査実施後、特定の検査事項のみに対象を絞り、当該検査事項に係る指摘態様に対応した特別調書を作成したり、関係資料（実地検査収集資料）の提出を依頼したりなどして、検査結果を取りまとめることとされていること。

このような事情を踏まえ、不開示部分1の不開示情報該当性について検討すると、次のとおりである。

本件対象文書は、18年11月に検査担当課が実施した本件地方公共団体に対する実地検査に先立ち、実地検査の対象となる補助工事等である下水道事業（以下「本件補助工事等」という。）全般に関し、指摘の契機となる施工状況に係る各種の情報について表形式に整理した文書の作成を求め、本件地方公共団体から提出を受けた国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）の一部の写しである。そして、不開示部分1に記録された情報は、その表における記載項目名の各欄の記載であるが、別表の1欄に掲げる番号①から⑤まで及び⑧から⑩までに対応する2欄に掲げる部分については、本件補助工事等の施工状況に係る一般的な事項を示す情報に過ぎず、これらを公にしたとしても、諮問庁が主張するような検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとまでは認められない。

また、別表の1欄に掲げる番号⑥及び⑦に対応する2欄に掲げる部分については、表形式の文書において整理等の目的のために設けられた記載項目名であるから、これらを公にしたとしても、諮問庁が主張するような検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとは認められない。

したがって、不開示部分1のうち別表の1欄に掲げる番号①から⑩ま

でに対応する 2 欄に掲げる部分は、情報公開法第 5 条第 5 号、同条第 6 号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

これに対し、別表の 2 欄に掲げる部分以外の記載については、本件補助工事等の施工状況に係る一般的な事項を示す情報にとどまらず、国土交通省における補助工事等に固有の記載項目名が含まれているなど、当該情報からは、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることが可能である。

このため、これらの情報が公になり、本件地方公共団体以外の受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の具体的な検査の着眼点、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分 1 のうち別表の 2 欄に掲げる部分以外の記載は、この情報を公にすることにより、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 6 号柱書き及び第 5 号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

## (2) 不開示部分 2 について

ア 不開示部分 2 に記録された情報は、本件対象文書における記載項目名の各欄に対応する具体的な施工状況に係る記載であり、当該情報が公にされると、検査過程における検査情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁に対してのみ生ずるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程における検査情報が公にされたという事実を捉え、検査過程の検査情報の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間

での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ さらに、不開示部分2に記録された情報からは、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等を推認することが可能であるところ、不開示部分1のうち別表の2欄に掲げる部分以外の記載については、前記のとおり、不開示情報に該当すると認められる。

このため、不開示部分1のうち別表の2欄に掲げる部分以外の記載に対応する不開示部分2に記録された情報が公になり、本件地方公共団体以外の受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の具体的な検査の着眼点、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

上記ア及びイより、不開示部分2に記録された情報は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があ

ると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

(別表)

|  |                  |
|--|------------------|
| 1<br>番<br>号                                  | 2 開示することが妥当な部分   |
| 1 枚目及び2枚目の表の記載項目名の各欄のうち、次の記載部分（該当する欄の枠線を含む。） |                  |
| ①  | 1行目の左から1列目の欄の記載  |
| ②  | 1行目の左から3列目の欄の記載  |
| ③  | 1行目の左から5列目の欄の記載  |
| ④  | 1行目の左から7列目の欄の記載  |
| ⑤  | 1行目の左から8列目の欄の記載  |
| ⑥  | 1行目の左から9列目の欄の記載  |
| ⑦  | 1行目の左から10列目の欄の記載 |
| ⑧  | 2行目の左から9列目の欄の記載  |
| ⑨  | 2行目の左から11列目の欄の記載 |
| ⑩  | 3行目の左から11列目の欄の記載 |
| ⑪  | 3行目の左から12列目の欄の記載 |

諮問番号：平成23年（情）諮問第3号

事件名：会計検査院情報公開審査会及び会計検査院情報公開・個人情報保護  
審査会における初代から現行までの各委員の就任経緯等に関する文  
書の不開示決定に関する件

諮問日：平成23年10月20日

答申番号：答申（情）第56号

答申日：平成24年11月7日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（平成17年3月31日以前は会計検査院情報公開審査会）における初代から現行までの各委員の就任経緯等に関する下記の①から⑨までの文書（以下「本件開示請求対象文書」という。）のうち、既に開示決定をした①の文書を除いた②から⑨までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定については、⑥の文書に係る部分を取り消し、改めて開示決定等することが妥当である。

- ① 行政文書ファイル「平成22年審査会委員」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書1」という。）
- ② 行政文書ファイル「平成19年審査会委員」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書2」という。）
- ③ 行政文書ファイル「平成16年審査会委員」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書3」という。）
- ④ 行政文書ファイル「平成10年～13年審査会委員」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書4」という。）
- ⑤ 行政文書ファイル「審査会発足時資料」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書5」という。）
- ⑥ 行政文書ファイル「平成22年検査官会議」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書6」という。）
- ⑦ 行政文書ファイル「平成19年検査官会議」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書7」という。）
- ⑧ 行政文書ファイル「平成16年検査官会議」にまとめられた文書のうち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書8」という。）
- ⑨ 行政文書ファイル「平成13年検査官会議」にまとめられた文書のうち

ち、各委員の就任経緯に関する文書（以下「文書9」という。）

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が23年7月28日付け230普第205号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 会計検査院の行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」の中の料金計算は違法である。すなわち、本件開示請求対象文書の全ては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）第13条第2項第2号に定める「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に明らかに該当する。なぜなら、各委員の就任及び退任に関する文書では共通するからである。

イ 以前、内閣総理大臣が任命する公正取引委員会の委員について、委員の就任及び退任に関する文書を開示請求した際、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）1件分で開示されている。

ウ 委員の就任及び退任に関する文書では共通するにもかかわらず、1件の開示請求を八つに分割することは、開示請求手数料が8倍（2,400円）に跳ね上がり、ユーザ（請求者）に酷であり、「公正で民主的な行政の推進」を旨とする情報公開法の目的に反するからである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 開示決定等の経緯

#### (1) 第1回補正の求め

本件開示請求は、23年6月15日付けで、「⑧会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における、初代から現行までの各委員の就任経緯（例えば、任命発令依頼に関する決裁文書、国会用資料、想定問答等）及び退任経緯（例えば、辞職願等）に関する文書」の開示を求めたものである。

処分庁は、行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の記載に基づき本件開示請求に係る文書を特定し、審査請求人に対し、情報公開法第4条第2項の規定に基づき相当の期間（14日）を定め、次のアからエまでのとおり本件開示請求書の補正の求めを行った。

ア 開示請求件名について

以下の(ア)及び(イ)の理由から、開示請求件名を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（平成17年3月31日以前は会計検査院情報公開審査会）における、初代から現行までの各委員の就任経緯（例えば、任命発令依頼に関する決裁文書、国会用資料、想定問答等）に関する文書」に補正してよいか、また、審査請求人が当該補正内容に同意する場合は会計検査院において本件開示請求書の補正を行うこととすること。

(ア) 「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」は、13年4月に「会計検査院情報公開審査会」として設置され、17年4月に「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」に改組されていることから、開示請求件名の補正を行わない場合は「会計検査院情報公開審査会」に係る文書は特定されないこと。

(イ) 13年4月に「会計検査院情報公開審査会」が設置されてから現在までの間に退任した委員の退任事由は全て任期満了であり、任期の途中で退任した委員は存在しないこと。

イ 文書の特定について

(ア) 上記アの開示請求件名（補正案）に基づき文書を特定した場合、本件開示請求の対象文書は、事務総長官房上席企画調査官において保有する文書1から文書5までの文書及び事務総長官房人事課において保有する文書6から文書9までの文書となり、紙媒体の行政文書ファイル9件にまとめられていること。

(イ) 人事課において保有する文書は、任命発令依頼に係る決裁文書の一部であり、それ以外の文書については上席企画調査官において保有する行政文書ファイルの中にあること。

(ウ) 開示請求件名の補正を行わない場合には、本件開示請求の対象文書は、行政文書ファイル4件にまとめられている文書1、文書2、文書6及び文書7となること。

ウ 開示請求手数料について

(ア) 開示請求手数料は、情報公開法施行令第13条第1項第1号の規定により、行政文書1件につき300円とされていること。

(イ) 一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、情報公開法施行令第13条第2項の規定により、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなすことから、開示請求手数料が300円となること。

(ウ) 別々の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の間において相互に密接な関連を有するかどうかについては、行政機関の長が客観的に判断すること。

(エ) 文書4と文書5との間には相互に密接な関連があることから、開示請求手数料の計算上は合わせて1件とみなすこと。

エ 開示請求手数料の追加納付について

(ア) 本件開示請求書の受付時に審査請求人から開示請求手数料として行政文書1件分の収入印紙(300円分)の納付を受けているが、上記ウのとおり審査請求人が本件開示請求に係る全ての行政文書9件(開示請求手数料は上記ウ(エ)により計算され8件となる。)について開示請求を求める場合は開示請求手数料として2,400円が必要なため、更に2,100円分の収入印紙の追加納付が必要であること。

(イ) 指定の期日までに開示請求手数料の追加納付がない場合には、特定した行政文書9件(開示請求手数料の計算上は8件となる。)のうちいずれか1件の行政文書についての開示を求めるものとして取り扱わざるを得ず、開示請求に係る文書を特定するために必要であるから、既に納付している開示請求手数料をいずれの行政文書に充当させるのか、当該指定の期日までに回答願いたいこと。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、これらの補正の求めを行う際に、次のオ及びカのとおり伝えた。

オ 指定の期日までに審査請求人からの回答がない場合には、本件開示請求書の原文に基づき開示決定を行うとともに処分庁において本件開示請求に係る全ての行政文書9件(開示請求手数料の計算上は8件となる。)の中から任意の行政文書1件として文書1を特定して開示決定等を行う予定であることをあらかじめ承知願いたいこと。

カ 指定の期日までに開示請求手数料の追加納付がないという形式上の不備が補正されない場合には、上記オにより特定した行政文書1件を除き、情報公開法第9条第2項の規定により不開示決定を行う予定であること。

## (2) 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人は、審査請求人が本件開示請求書に記載した「⑧会計検査院情報公開・個人情報保護審査会における、初代から現行までの各委員の就任経緯（例えば、任命発令依頼に関する決裁文書、国会用資料、想定問答等）及び退任経緯（例えば、辞職願等）に関する文書」との記述に関し、「⑧」の文字の記述を削除すること及び「（平成17年3月31日以前は会計検査院情報公開審査会）」の記述を追記することについては同意し、「及び退任経緯（例えば、辞職願等）」の記述を削除することについては不同意とする旨に加え、開示請求手数料に関する補正の求めに対しては、審査請求の主たる理由である前記第2の2アからウまでと同様の理由により不同意とすることを明らかにした。

そこで、処分庁は、開示請求件名を「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（平成17年3月31日以前は会計検査院情報公開審査会）」における、初代から現行までの各委員の就任経緯（例えば、任命発令依頼に関する決裁文書、国会用資料、想定問答等）及び退任経緯（例えば、辞職願等）に関する文書」と補正する旨を伝えるとともに、再度、相当の期間（13日）を定め、前記(1)エ(イ)と同じ内容で、本件開示請求書の第2回補正の求めを行った。

そして、処分庁は、審査請求人に対し、この補正の求めを行う際に、再度、前記(1)オ及びカの旨を伝えた。

## (3) 不開示決定

上記の第2回補正の求めに対し、審査請求人から指定の期日までに回答及び開示請求手数料の追加納付がなされなかったため、処分庁は、審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、また、任意の行政文書1件として文書1を特定して開示決定等を行うことに審査請求人から特段の異議は申し立てられなかったことから、文書1については開示決定（平成23年7月28日付け230普第204号）を行うとともに、文書2から文書9までの行政文書8件（開示請求手数料の計算上は7件となる。）については、開示請求手数料が納付されていないことから、形式上の不備があるとして不開示決定（平成23年7月28日付け230普第205号）を行った。

## 2 本件不開示決定の妥当性に関する諮問庁の所見

- (1) 文書4と文書5との間を除く本件開示請求対象文書の各文書の間には相互に密接な関連はないこと

情報公開法施行令第13条第2項は、「一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書」（第1号）又は第1号に定めるもののほか、「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」（第2号）が一の開示請求によって行われた場合、当該複数の行政文書は1件の行政文書とみなす旨規定している。まず、文書1から文書9までの行政文書はそれぞれ一の行政文書ファイルにまとめられていることから、第1号の規定に基づいて計算すると、本件開示請求対象文書は9件の行政文書とみなされる。次に、第2号の規定の適用に関し、情報公開法に係る事務処理の標準的なマニュアルとして各省庁等に参考として示されている「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月総務省行政管理局情報公開推進室編）によれば、別々の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の間において相互に密接な関連を有するかどうかについては、情報公開法施行令第13条の解説を参考にして行政機関の長が客観的に判断することとされているが、他の課等が保存しているもので共同作業に係るものでないもの、年度を異ならせるもので年度をまたがった継続案件でないものなどは、一般的には相互に密接な関連を有しているとはいえないと考えられる、とされている。

この点を踏まえ、処分庁の対応の不当性・違法性の有無について、文書の管理態様に着目して更に検討すると以下のとおりとなる。

#### ア 文書管理者及び文書の性質ごとの文書管理

本件開示請求対象文書のうち、文書1から文書5までの文書は上席企画調査官が保有する文書であり、文書6から文書9までの文書は人事課が保有する文書である。これらの文書の文書管理者は、前者は課の長たる上席企画調査官、後者は人事課長である。そして、上席企画調査官が保有する文書の中には人事課長を提出先としたり、その協議を受けたりするものは存在するものの、課の長たる上席企画調査官（21年3月31日以前は事務総長官房法規課長）及び人事課長の連名で作成されるなどしているわけではないことから、これらを「共同作業に係るもの」に該当すると考えることはできない。

また、本件開示請求対象文書を保有している部局の事務分掌は、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和22年会計検査院規則第3号）によれば、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（17年3月31日以前は会計検査院情報公開審査会）の庶務に関する事務は、上席企画調査官（21年3月31日以前は法規課）が行うこととされているのに対し、職員の任免に関する事務は、人事課が行うこと

とされている。文書を保有する部局の事務分掌がそれぞれ異なれば、当該事務分掌に付随する文書の性質についてもそれぞれ異なるものである。現に本件開示請求対象文書のうち、上席企画調査官が保有する文書は、委員の選定に関する資料及び内閣総理大臣との間の通知文がその大半を占めるのに対し、人事課が保有する文書は、委員の任命行為の起案文書となっており、双方の性質は異なっている。

以上のことから、文書管理者及び文書の性質が異なる文書、例えば、文書1と文書6との間に相互に密接な関連はない。

#### イ 就任時期ごとの文書管理

各委員の就任経緯に関する文書は、委員の任期が3年とされているところ、その就任時期ごとに作成され、一の行政文書ファイルとしてまとめられている。また、複数の就任時期にまたがる事務が存在するなどの事情は存在せず、異なった就任時期ごとに作成されている当該文書は相互に密接な関連を有するものでもない。したがって、就任時期が異なる行政文書、例えば、文書1と文書2との間に相互に密接な関連はない。

なお、処分庁は、文書4と文書5との間に相互に密接な関連があるとして1件の行政文書とみなしている。これは、それぞれ別々の行政文書ファイルとして管理されているものの、いずれも上席企画調査官が保有する文書であり、かつ就任時期が13年4月1日における（第1期）委員の就任経緯について作成されているという点で両文書が共通していることに着目した取扱いである。

また、13年4月に会計検査院情報公開審査会が設置されてから現在までの間に退任した委員の退任事由は全て任期満了であり、任期の途中で退任した委員は存在しないことから、各委員の退任経緯に関する文書は存在しておらず、この点については審査請求人も了知している。

以上により、本件開示請求に係る全ての行政文書の開示を求める場合に必要となる開示請求手数料は、8件分、2,400円である。

#### (2) 開示請求手数料が未納であること

このように、本件開示請求に係る全ての行政文書について開示請求を求める場合は8件分の開示請求手数料を納付しなければならないにもかかわらず、本件開示請求書には1件分の開示請求手数料相当額の収入印紙が貼られているのみであった。このため、処分庁は、前記1(1)及び(2)のとおり、審査請求人に対し相当の期間を定め、開示請求手数料の納付

に係る補正を求めたが、指定した期限までに審査請求人から開示請求手数料の追加納付は行われなかった。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした本件開示請求に係る処分は適法かつ妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年10月20日 諮問書の收受
- ② 平成24年 1月11日 諮問庁から意見書及び資料を收受
- ③ 同年 1月26日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房人事課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 4月26日 審議
- ⑤ 同年 6月14日 審議
- ⑥ 同年 8月 1日 審議
- ⑦ 同年11月 6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

審査請求人の同意を経て補正された後の開示請求件名は、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（平成17年3月31日以前は会計検査院情報公開審査会）における、初代から現行までの各委員の就任経緯（例えば、任命発令依頼に関する決裁文書、国会用資料、想定問答等）及び退任経緯（例えば、辞職願等）に関する文書」である。処分庁は、文書1から文書9までの行政文書9件（そのうち文書4及び文書5を1件の行政文書とみなしたことから、開示請求手数料の計算上は8件となる。）を本件開示請求対象文書として特定した。

しかし、審査請求人から行政文書1件分の開示請求手数料しか納付されなかったため、処分庁は任意に特定した文書1について開示決定を行うとともに、文書2から文書9までの行政文書8件（開示請求手数料の計算上は7件となる。）については形式上の不備があるとして不開示決定を行った。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 委員の任期について

委員の任期は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の3第4項により、3年とされており、また、当審査会において本件開示請求対象文書を見分したところ、諮問庁の説明のとおり、13年4月に会計検査院情報公開審査会が設置されてから現在までの間に退任した委員は、全て任期満了で退任しており、任期の途中で退任した委員は存在しない。

現在までの委員の任期は、それぞれ、13年4月1日から16年3月31日まで（第1期）、16年4月1日から19年3月31日まで（第2期）、19年4月1日から22年3月31日まで（第3期）及び22年4月1日から25年3月31日まで（第4期）である。

### 3 本件開示請求対象文書の文書管理について

当審査会において本件開示請求対象文書を見分したところ、文書1から文書9までの文書は、諮問庁の説明のとおり、それぞれ別々の行政文書ファイルにまとめられていた。

また、各文書の内容、文書管理者及び保有状況をみたところ、文書1及び文書2の文書は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命に係る両議院の同意手続全般に関する文書であり、文書3から文書5までの文書は、会計検査院情報公開審査会委員について行った同様の手続に関する文書であり、これらの文書は課の長たる上席企画調査官が文書管理者となり、上席企画調査官において保有していた。文書6から文書9までの文書は、これらの委員の任命行為を行うために作成した決裁文書であり、これらの文書は人事課長が文書管理者となり、人事課において保有していた。

なお、文書4及び文書5は、情報公開法の施行前に作成又は取得した文書であるため、各期の委員の就任に係る事務を行った年ごとにまとめられている文書1から文書3までの文書とは行政文書ファイルへのまとめ方が異なっている。文書4及び文書5は別々の行政文書ファイルにまとめられて管理されているものの、両文書とも第1期委員の就任経緯に関する文書であり、処分庁は両文書の間相互に密接な関連があるとして1件の行政文書とみなしている。

### 4 開示請求手数料について

#### (1) 開示請求手数料

開示請求手数料は、情報公開法施行令第13条第1項第1号により、開示請求に係る行政文書1件につき原則として300円とされているが、同条第2項により、開示請求者が次のア又はイに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行

政文書を1件の行政文書とみなすこととされている。

ア 一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書（第1号）

イ 上記アのほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書（第2号）

(2) 本件開示請求対象文書の開示請求手数料について

処分庁は、開示請求手数料の算定に当たり、まず文書1から文書9までの行政文書9件は、それぞれ別々の行政文書ファイルにまとめられていることから、上記(1)アに基づき9件であるとした。次に、文書4と文書5との間には相互に密接な関連があり、上記(1)イに該当することから、9件から1件分を減じた8件分の開示請求手数料が必要であると判断した。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求対象文書は委員の就任経緯に関する文書という点で共通し、本件開示請求対象文書の全ては相互に密接な関連を有する複数の行政文書に該当するため、上記(1)イに該当して1件の行政文書とみなされることから、本件開示請求は1件分の開示請求手数料で足りる旨主張している。

本件開示請求対象文書が相互に密接な関連を有するか否かについて、以下、検討する。

5 相互に密接な関連の有無について

(1) 各期の委員の就任に係る事務を行った年ごとに別々の行政文書ファイルにまとめられた文書等の間の相互に密接な関連について

当審査会において本件開示請求対象文書を見分したところ、当該文書は各期の委員の就任に係る事務を行うたびに作成又は取得されるものであり、各期にまたがる事務が存在するなどの特段の事情は認められないことから、上席企画調査官において保有する各期の委員の就任に係る事務を行った年ごとに別々の行政文書ファイルにまとめられた文書1から文書3までの各文書の間、並びにこれらの各文書と処分庁が1件の行政文書とみなした文書4及び文書5との間には相互に密接な関連はなく、また、人事課において保有する各期の委員の就任に係る事務を行った年ごとに別々の行政文書ファイルにまとめられた文書6から文書9までの各文書の間にも相互に密接な関連はないと認められる。

(2) 文書管理者ごとに別々の行政文書ファイルにまとめられた文書の間相互に密接な関連について

諮問庁は、文書管理者及び文書の性質が異なることをもって、本件開示請求対象文書のうち、文書管理者ごとに別々の行政文書ファイルにまとめられた、就任時期が同一の委員の就任経緯に関する文書の間には、

相互に密接な関連はないと主張する。

しかし、本件の委員の就任に係る上席企画調査官の所掌する事務と人事課の所掌する事務との間には、以下の2点から、緊密な結び付きがあると認められる。

ア 委員は、会計検査院法第19条の3第1項により、優れた識見を有する者のうちから両議院の同意を得て会計検査院長が任命することとされており、そして、諮問庁によると、就任に係る手続は、おおむね以下のとおりとされており、これは、一連の事務手続となっていること。

- ① 会計検査院長は、内閣総理大臣に対し、就任予定者の任命につき両議院の同意を求めることについて依頼する。
- ② 上席企画調査官は、就任予定者が優れた識見を有する者であることなどを示す資料を両議院等に提出する。
- ③ 両議院による同意後、内閣総理大臣よりその旨が会計検査院長に通知される。
- ④ 課の長たる上席企画調査官は、人事課長に対し、就任予定者を委員に任命することに係る事務を行うよう依頼する。
- ⑤ 人事課は、委員の任命に係る人事異動案を起案する。
- ⑥ 会計検査院長は、就任予定者を委員に任命するとともに、内閣総理大臣に対して任命した旨を通知する。

上記①から④まで及び⑥に係る事務は上席企画調査官が行い、⑤に係る事務は人事課が行っていた。

制度上、委員を任命するためには両議院の同意を得なければならず、委員の就任に係る手続は、順を追って行われる一連の事務手続となっているものと認められる。

イ 上記ア④の手続において、課の長たる上席企画調査官から人事課長に対し委員の任命に係る事務を行うよう依頼する文書が存在すること。

上席企画調査官は、両議院の同意手続全般に係る事務を所掌しているが、委員を含む職員の任命に係る事務は人事課の所掌であるため、課の長たる上席企画調査官は、人事課長に当該事務を行うよう依頼する必要がある。当該文書は、この事務を依頼した文書である。

よって、当該文書は、上席企画調査官が所掌する上記ア①から④まで及び⑥に係る事務と、人事課が所掌する上記ア⑤に係る事務との間に連携関係があることを示している。

このように、委員の就任に係る上席企画調査官の所掌する事務と人事課の所掌する事務との間には、緊密な結び付きがあることから、本件開示請求対象文書のうち、文書管理者ごとに別々の行政文書ファイルにまとめられた、就任時期が同一の委員の就任経緯に関する文書の間には、相互に密接な関連があると認められる。

上記(1)及び(2)より、9件の行政文書ファイルにまとめられた本件開示請求対象文書を相互に密接な関連を有する行政文書ごとにまとめると、以下のとおり、開示請求手数料の算定において4件の行政文書とみなされると認められる。

その1 文書1及び文書6

その2 文書2及び文書7

その3 文書3及び文書8

その4 文書4、文書5及び文書9

6 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、請求内容の確認等を内容とする補正の求めを行っており、これはいづれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

7 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定については、既に開示決定を行った文書1と相互に密接な関連を有すると認められる文書6に係る部分を取り消し、改めて開示決定等することが妥当であるが、その余の部分を開示としたことは妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禮 子

委員 大 塚 成 男

諮問番号：平成24年（情）諮問第1号

事件名：昭和58年度決算検査報告に掲記された新地域農業生産総合振興対策事業の検査結果等に係る検査報告事項の提案審議に関する文書等の一部開示決定に関する件

諮問日：平成24年 4月13日

答申番号：答申（情）第57号

答申日：平成25年 3月29日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

昭和58年度決算検査報告から昭和61年度決算検査報告までに掲記された新地域農業生産総合振興対策事業の検査結果等に係る検査報告事項の提案審議に関する文書等として特定された下記の①から⑧までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、③、④、⑦及び⑧の文書について、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

- ① 昭和59年検査官会議決議録のうち、昭和58年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業について抜本的な見直しを行い、適正な事業実施を図るよう意見を表示したもの」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書1」という。）及び説明資料別冊（照会、回答）（以下「文書2」という。）
- ② 昭和59年検査官会議議事録のうち、上記①の検査報告事項に係る部分（以下「文書3」という。）
- ③ 昭和60年検査官会議決議録のうち、昭和59年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業の実施及び効果について」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書4」という。）
- ④ 昭和60年検査官会議議事録のうち、上記③の検査報告事項に係る部分（以下「文書5」という。）
- ⑤ 昭和61年検査官会議決議録のうち、昭和60年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について農業者が所有する機械の有効利用を考慮するよう是正改善の処置を要求したもの」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書6」という。）及び説明資料別冊（照会、回答）（以下「文書7」という。）

- ⑥ 昭和61年検査官会議議事録のうち、上記⑤の検査報告事項に係る部分（以下「文書8」という。）
- ⑦ 昭和62年検査官会議決議録のうち、昭和61年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について」に係る検査官会議における説明資料本冊（以下「文書9」という。）及び説明資料別冊（照会、回答）（以下「文書10」という。）
- ⑧ 昭和62年検査官会議議事録のうち、上記⑦の検査報告事項に係る部分（以下「文書11」という。）

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成24年2月23日付け240普第39号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書

原処分は、本件対象文書の大半が情報公開法第5条第5号、第6号イ及び柱書きに規定する不開示情報に該当するなどとして、これを不開示とするものであるが、その理由は処分庁の誇大解釈及び妄想というべき程度のものであって、いずれも同条による行政文書の開示義務を回避し得るだけの疎明を伴った不開示情報該当性をいうものではない。とりわけ、「おそれ」を誇大に解釈し、係る事態の生じ得る蓋然性の高低を考慮せず、否定し得ない可能性を根拠として「おそれ」の該当をいう部分は、情報公開法の趣旨を損ねるものというべきである。

よって、具体的蓋然性に基づく不開示情報の該当をいう疎明がない原処分は取り消され、本件対象文書の全部が開示されるべきである。

#### (2) 意見書

ア 会計検査院は、諮問庁の意見書にもあるとおり、内閣、司法たる裁判所、国会たる衆議院及び参議院のいずれに対しても、独立の地位を有している。これは、日本国憲法第90条第1項に規定する国の収入支出の決算につき検査報告（そのための検査を含む。）を行うほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号。以下「院法」という。）第

20条各項の規定により検査を行うに当たり、必要であるからである。

然るに、会計検査院がこれら検査の結果を公表することは、憲法、院法等の法令に規定又は要請されているものではなく、「会計検査院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている（院法第11条、第29条等参照）」のような解釈は、極めて独自のものである。すなわち、決算検査報告に掲載のある事項以外のものについてその公表を規制する規定はなく、そもそもとして公表についての規定自体存在しないのであるから、係る公表及びそのための各種取扱いは、会計検査院の自主的なものである。故に、当該取扱いは法定であるなどとする諮問庁の主張は、著しく不当なものであると言わざるを得ない。

イ 諮問庁は、「このような取扱いは、憲法上の独立機関であり、国等の機関の会計検査を担当する専門機関である会計検査院において、現在及び将来にわたり厳正かつ円滑な検査を実施するとともに、当該検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表する際に必要な公正・慎重な審理・判断の確保を一層実質的なものとするを目的として従来から行われてきたものである。」などと主張するが、果たして「従来」とはいつの時点からのことを言わんとしているのか。すなわち、会計検査院は、大日本帝国憲法下以降、天皇に直隷か国民主権のもとに他の機関に対し独立の地位を有するかの違いはあるにせよ、現在のような体制で会計検査等を行ってきたのであって、このように主張するからには期間の明示がされるべきである。

ウ 諮問庁の意見書におけるその余の主張は、受検庁が情報公開法第5条第1項第2号柱書きに規定する法人等を除く法人その他の団体（以下「非法人等」という。）である場合については、当該非法人等に係るものは同号及び同条柱書きの規定により「不開示情報」に該当するとして、一部容認できなくもないが、残余については、前記(1)のとおり、これらは採用に値しない。すなわち、諮問庁の主張は相当程度具体的に「おそれ」を指摘してはいるが、当該情報が「不開示情報」に該当するというべき相当な蓋然性をそれらの「おそれ」が有しているとの疎明をするものではない。よって、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会においては、諮問庁に対し更なる疎明を求めるべきで

ある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 原処分

本件開示請求は、24年1月17日付けで、「昭和57年度乃至同61年度決算の検査において、当時の農林水産省所管の新地域農業生産総合振興対策事業及び野菜産地総合整備対策事業の検査につき、会計検査院の職員が作成又は取得した行政文書一式」の開示を求めたものである。これに対し、処分庁は、昭和57年度決算の検査に係る該当の文書を保有していなかったことなどから、審査請求人と合意の上、昭和58年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業について抜本的な見直しを行い、適正な事業実施を図るよう意見を表示したもの」、昭和59年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「集団育成事業の実施及び効果について」、昭和60年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について農業者が所有する機械の有効利用を考慮するよう是正改善の処置を要求したもの」及び昭和61年度決算検査報告に掲記された検査報告事項「農業機械の導入に対する補助について」に係る検査報告提案審議資料等を対象文書とすることとした。

そして、処分庁は、本件対象文書として、昭和59年から昭和62年までの検査官会議決議録及び検査官会議議事録の該当部分（文書1から文書11まで）を特定し、24年2月23日付けで下記のア、イ及びウのとおり一部開示決定を行い、本件審査請求人に通知した。

ア 本件対象文書のうち、検査官会議における説明資料本冊である文書1、文書4、文書6及び文書9に記録された下記の①及び②の部分については、後記3(1)及び(2)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

① 表題、記号及び番号、件名、目次、説明資料本冊の内容が記録された部分の情報（以下「不開示情報1」という。）

② 担当者及び覆審を担当した者の姓の情報（以下「不開示情報2」という。）

イ 本件対象文書のうち、検査官会議における説明資料別冊（照会、回答）である文書2、文書7及び文書10に記録された「記号及び番号、照会文書の件名及び内容、回答文書の内容が記録された部分」の情報（以下「不開示情報3」という。）については、後記3(3)と同様の

理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

ウ 本件対象文書のうち、検査官会議議事録である文書3、文書5、文書8及び文書11に記録された「検査官会議の審議における審議内容及び議事結果等が記録された部分」の情報（以下「不開示情報4」という。）については、後記3(4)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

## (2) 審査請求の提起

本件審査請求人は、上記原処分を不服とし、24年3月8日付けで審査請求を提起した。

## 2 検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、昭和59年から昭和62年までの検査における検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書である。

一般に、これらの文書が開示され、その内容等に関する情報が明らかとされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

### (1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

さらに、会計検査院では、実地検査において不適正な事態を発見・指摘した場合、事態の全容解明のため受検庁に協力を要請し、その際、併せてかかる不適正な事態に関する調査方法、事実関係等の正確な把握と簡明な整理の方法及び関係資料の収集・整備等について具体的に指示するなどして、その調査結果について報告を受け、これに基づき更に事実関係の精査及びこれに対する適切な評価を行い、不適正な会計経理の是正・改善を図ることもある。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟

な検査の結果等に関する情報については、従来、非公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

また、会計検査院が発見・指摘した不適正な事態が広範囲に行われてきたような場合、同院の検査にはおのずから時間的・人力的・権限的な限界があるため、同院が受検庁側の協力を得ないで、このような不適正な事態の全容を解明することは實際上困難である。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断の過程における情報の非公表に対する受検庁一般の信頼を損ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記(1)のとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断の過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、提出又は提供をちゅうちょし又は難色を示す場合があったりする例も見受けられる。

そして、一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が実際に開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、これらの文書に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、これらの文書の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するお

それ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進捗状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得される文書は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って作成・取得されるものであるから、その内容は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進捗状況等を端的に示すものであり、また、当該文書は具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき作成されるものでもあるから、具体的な検査の着眼点、検査手法、更には検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどを推知することが可能である。

したがって、検査手法、検査上のノウハウ等を含む会計検査院の検査活動内容を推知することが可能な情報が開示された場合には、実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する実地検査の終了により完結し又は会計検査院が実施した検査の結果等のある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性（一定の「おそれ」の有無）を判断するに当たっては、このような会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならないものとする。

#### (4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書からは、上記(3)のとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成された文書を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみなら

ず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、憲法上の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性

#### (1) 不開示情報1の不開示情報該当性

不開示情報1は、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議」に関する情報に該当するものであるとともに、会計検査院が検査結果に対する審理・判断の過程において最終的な検査官会議の議決を得るまでの間の十分な審議・検討を行う途上にある情報であり、未成熟な情報である。そして、いずれも具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含む検査の結果に関する情報又は当該検査結果に対する審理・判断の内容等に関する情報が記載されたものである。

そして、このような情報が開示された場合には、次のようなおそれがある。

ア 会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議における各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間の自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局の間における自由で率直な質疑応答に支障を生じさせるとともに、事務総局における検査報告事項案等の審議、検討に支障を生じさせ、厳正な検査の結果に関する中立的な立場からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれは、「公にすることにより」、会計検査院の検査過程及び同院内部における検査結果に対する審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に該当する（情報公開法第5条第5号）。

イ また、不開示情報1に記載された未成熟な情報が会計検査院の最終的な判断であるかのように誤解されるおそれがある。

このようなおそれは、「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する（情報公開法第5条第5号）。

ウ また、不開示情報1に記載された検査の情報には、決算検査報告に

おける公表が予定されていない具体的な検査の内容・方法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係ないしその分析結果のほか、基礎資料の収集状況及びその内容、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査上のノウハウに関する情報を含む。）ないし具体的な検査手法等会計検査院の検査上の秘密に属する情報（若しくはこれを推知することが可能な内容の情報）が含まれている。

したがって、このような情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、受検庁等に「不当」に「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与えるおそれ」があるもの（情報公開法第5条第5号）に該当する。

エ 不開示情報1に記載された情報は未成熟な情報であり、このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、現在又は将来における検査の実施に当たり、検査過程における会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換、必要かつ十分な情報・資料の収集・整備等に著しい支障を来すこととなり、同院の検査に著しい支障を来すおそれがある。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

以上から、不開示情報1は、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

## (2) 不開示情報2の不開示情報該当性

不開示情報2は、当該検査報告事項等の担当者及び課内覆審を担当した者を特定できる情報である。このうち、課内覆審とは、検査報告事項案等を局検査報告委員会に提出するに先立って、提案課内において、原則として同案の担当者以外の者が、第三者的立場から同案の内容、記述方法等について審査を行うものである。

そして、不開示情報2が開示された場合には、次のようなおそれがある（以下、担当者及び検査担当者一般について具体的に論ずることとするが、課内覆審の担当者についても検査報告事項案等の作成・検討に関

与していることから、生ずるおそれは担当者と同様である)。

ア 会計検査院の職務の性質上、常時実施している実地検査等をめぐり、当該検査の結果等が決算検査報告に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることにより、特定の受検庁等に対する厳しい社会的非難が招来されることとなる。よって、このような情報が開示され、公表されることとされた場合には、会計検査院又は同院の特定の検査事項に係る担当者に対し、外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして、当該担当者はもとより、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、その結果、同院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

イ 当該情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（情報公開法第5条第1号）に該当する。すなわち、当該情報それ自体が特定の検査事項に係る担当者を特定することができる情報である。

会計検査院を含む各行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の当該職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、各行政機関の申合せ（「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、公にすることとされている。また、会計検査院では、本申合せ前における同院職員の氏名等についても、本申合せの趣旨を踏まえ、特段の支

障の生ずるおそれがある場合を除き、従来不公表としていた調査官補・主任以下の職に係るものを含め、これを公にする取扱いとしている。

しかしながら、会計検査院職員の氏名等に関する情報の中には、特定の検査事項に係る担当者を特定することができる情報などがあり、このような情報が開示され、公表された場合には、上記アのとおり、特定の検査事項に係る担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））があることに加え、職員個人としての権利利益を害するおそれがある（同条第1号）。

このため、会計検査院職員の氏名等に関する情報であって、特定の検査事項に係る担当者を特定することができるものについては、各行政機関の申合せの「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に当たるものである。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第1号の規定する不開示情報にも該当するものである。

以上から、不開示情報2は、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第1号が規定する不開示情報に該当する。

(3) 不開示情報3の不開示情報該当性

ア 照会文書について

(ア) 不開示情報3のうち、照会文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報が開示され、公表されることとされた場合には、会計検査院内部における周到かつ慎重な審理・判断の過程の手續の意義を損ねることとなり、同院内部における検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議」に関する情報であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当する（情報公開法第5条第5号）。

(イ) また、照会文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報は、あくまで検査の一過程における情報であり、所定の審理・判断の過程における十分な審理・検討を経ていない段階のものであるから、当該情報は、情報の精度及び記述内容・方法等の面において未成熟な情報である。

よって、このような情報が開示され、公表されることとされた場

合には、国民一般に、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、当該事態の事実関係、これに対する評価等について誤解を生じさせるおそれがある。

これは、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものにも該当する（情報公開法第5条第5号）。

(ウ) さらに、照会文書には、検査の具体的な内容・方法等に関する情報が記載されており、これらの情報の中には、決算検査報告における公表が予定されていない具体的な検査の内容・方法等に関する情報（当該検査の結果等に関する詳細な事実関係ないしその分析結果のほか、基礎資料の収集状況及びその内容、検査結果の取りまとめの方法等各種の検査上のノウハウに関する情報等を含む。）ないし具体的な検査手法等会計検査院の検査上の秘密に属する情報（若しくはこれを推知することが可能な内容の情報）が含まれている。

このため、当該情報が開示され、外部に公表されることとされた場合には、会計検査院の現在又は将来における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当するほか、受検庁等「特定の者」に「不当」に「不利益を及ぼすおそれ」があるもの又は現在又は将来における検査の実施に当たり他の受検庁その他「特定の者」に「不当に利益を与え」るおそれがあるもの（情報公開法第5条第5号）にも該当する。

#### イ 回答文書について

不開示情報3のうち、回答文書に記載されている情報は、照会文書に記載されているものと同様に、あくまでも会計検査院の検査の一過程における検査結果の未成熟な情報である。そして、回答文書の主な記載内容は、照会文書に記載された会計検査院の検査の結果等に対する受検庁としての見解の表明（同院側の認定事実ないし所見等に対す

る認否、弁明等、及び当該事態に関する是正措置若しくは今後の是正方針の表明等を含む。) であり、照会文書に記載されている検査の具体的な内容等に関する情報を推知することが可能なものである。

したがって、回答文書の内容が開示された場合には、照会文書の開示の場合とほぼ同様の問題を生ずるおそれがある。

よって、回答文書に記載された当該回答の具体的な内容等に関する情報は、照会文書に関して説明したところと同様、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）に該当する。

ウ 説明資料別冊（照会、回答）の表紙等に記載されている記号及び番号について

不開示情報3のうち、文書2、文書7及び文書10の表紙等に記載されている記号及び番号は、いずれも会計検査院内部における審理・判断の過程の情報の一部であり、その性質については前記アと同様であることから、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

以上から、不開示情報3は、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

#### (4) 不開示情報4の不開示情報該当性

不開示情報4は、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関内部における審議、検討」に関する情報に該当するものである。そして、いずれも具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含む検査の結果に関する情報が記載されたものである。

よって、このような情報が開示された場合には、次のようなおそれがある。

ア 外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間における自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局との間の自由で率直な質疑応答等を通じ、検査官会議における中立的立場からの公正・慎重な審理・判断を確保することに支障を生じ、現在又は将来の検査官会議における率直な意見の交換、意思決定の中立・公正を不当に損ねるおそれがある。そして、このようなおそれは、情報公開法第5条第5号が規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」に該当する。

また、検査官会議における各検査官の自由で率直な意見開陳、検査官相互間における自由で率直な討議又は検査官会議と事務総局との間の自由で率直な質疑応答等の内容が開示され、公表されることとされ

た場合には、それが会計検査院の公式見解であるかのように国民一般に受け取られるおそれがある。このようなおそれは、情報公開法第5条第5号が規定する「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する。

イ 本件検査官会議議事録に記載された質疑の内容は、当該検査報告事項案等の具体的な検査事項、検査内容、検査手法等に関する情報を含むものであることから、このような情報が開示され、外部に公表されることとされた場合に支障が生ずるおそれについては前記3(1)に記載したところと同様、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に該当する。

以上から、不開示情報4は、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(5) 部分開示の適否

処分庁は、上記(1)から(4)までのとおり、不開示情報1から不開示情報4までの不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、これを更に細分化して部分開示することはできない。

(6) 諮問庁の所見

以上のことから、一部を不開示とした原処分は妥当である。

(7) 審査請求人の意見書に対する反論

審査請求人からの意見書に記載された前記第2の2(2)アからウまでの意見に対応して、下記のとおり反論する。

ア 決算検査報告に記載のある事項以外のものについてその公表を規制する明示的な規定はなく、そもそもとして公表についての明示的な規定が存在しないことは事実ではある。しかし、特定の情報を公表するか否かは、公表が法令において義務付けられるなどしている情報はもちろんのこと、その他の情報についても、各行政機関等において情報公開法等の法令の趣旨に基づき適切に公表しているものと思料される。意見書においても、決算検査報告に記載のある事項以外のものについて公表及びそのための各種取扱いが法定であるなどと主張しているものではなく、会計検査院は、憲法、院法等の趣旨を踏まえる形で決算検査報告を適切に公表していることを主張しているのみである。

イ 会計検査院は、過去においても、意見書記載のとおり適切な取扱いを行ってきたところであり、また、情報公開法が施行されてからはその趣旨に基づき適切な取扱いを行ってきたところである。

ウ 不開示情報該当性の検討に当たっては、多くの場合において、開示した場合に生ずるおそれの立証が求められているところであるが（情報公開法第5条各号）、意見書においておそれの立証を適切に行い、追加意見書において、更に補足して立証しているところである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成24年 4月13日 諮問書の收受
- ② 同年 6月 1日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 6月14日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 7月18日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 8月 1日 審議
- ⑥ 同年 9月27日 審議
- ⑦ 同年11月 6日 審議
- ⑧ 同年11月29日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑨ 同年12月11日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑩ 平成25年 1月29日 審議
- ⑪ 同年 2月28日 審議
- ⑫ 同年 3月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、24年1月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、同年2月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年3月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年4月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

##### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、昭和59年から62年までの各年次に、会計検査院が作成した検査官会議決議録と検査官会議議事録であり、これらのうち、開

示請求の対象となった各年次の検査報告事項案に係る検査官会議での説明資料本冊（文書 1、文書 4、文書 6 及び文書 9）及び説明資料別冊（照会、回答）（文書 2、文書 7 及び文書 10）と当該検査報告事項案の審議に係る部分を含む議事録（文書 3、文書 5、文書 8 及び文書 11）となっている。

### 3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

#### (1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を行っている。

#### (2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

#### (3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

#### (4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るといふ会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁との間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収

集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

以上のような理解を前提に、当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書 1、文書 2、文書 3、文書 6、文書 7 及び文書 8 に関しては、上記の一般的な考え方が妥当すると認められた。他方で、文書 4、文書 5、文書 9、文書 10 及び文書 11 に関しては、文書作成時点で既に公にされている過年度の決算検査報告における関連箇所が引用・参照等されている記載が見受けられたことから、上記の一般的な考え方が必ずしも妥当しない部分があると認められた。

したがって、以下では、文書 1、文書 2、文書 3、文書 6、文書 7 及び文書 8 に係る不開示部分の不開示情報該当性と、文書 4、文書 5、文書 9、文書 10 及び文書 11 に係る不開示部分の不開示情報該当性とを分けて検討することとする。

#### 4 文書 1、文書 2、文書 3、文書 6、文書 7 及び文書 8 における不開示部分の不開示情報該当性について

前記 3 (2) のとおり、会計検査院では、その検査の結果等を正式な指摘事項等として決算検査報告に掲記するなどして公表するまでに、何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、その実施した検査の結果等について様々な観点から審議を行っている。そして、この審理・判断の過程においては、基本的に、局委員会、調整委員会、総長審議及び検査官会議における慎重な審議を経ることとされており、これら各会議において若しくはその過程を通じて使用するため各種説明資料等が、局委員会と検査官会議においてはその審議の記録を残すため議事録がそれぞれ整備・作成されており、不開示情報 1 及び不開示情報 2 は説明資料本冊に記載された情報、不開示情報 3 は説明資料別冊（照会、回答）に記載された情報、不開示情報 4 は議事録に記載された情報である。

##### (1) 説明資料本冊の不開示情報該当性等（不開示情報 1 及び不開示情報 2 関係）

###### ア 説明資料本冊の内容・性質

説明資料本冊は、会計検査院法施行規則（昭和 22 年会計検査院規則第 4 号）第 9 条第 4 号の規定に基づき事務総長が制定した「検査報告等に関する事務処理要領」（平成 21 年 6 月 8 日会計検査院事務総長。以下「要領」という。）等に基づき作成することとされているものであり、検査報告事項案に対応して、局委員会第 1、2 読会用、同第 3 読会用、調整委員会及び総長審議用並びに検査官会議用の 4 種類

があり、いずれもそれぞれの前段階での審議を受けての加除修正が加えられるなどして、各会議に提出される検査報告事項案等に対応した内容のものとなっている。

本件説明資料本冊は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

本件説明資料本冊は、表紙、内容の目次及び内容から構成されており、表紙には、主として上部に、表題、記号・番号、件名、担当課名、担当者名、課内覆審の担当者名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日等の検査報告事項案の提案審議に係る事項等が、内容に係る部分には、検査報告事項案の内容を理解するために参考となる各種の記述、根拠資料の写し等が記載されている。これらのうち、担当課名、照会発遣年月日、回答受領年月日、局委員会への提出年月日、内容の目次のうち「第3 照会、回答」との記載等は既に原処分で開示されている。

#### イ 不開示情報1の不開示情報該当性

##### (ア) 内容及び内容に連動する目次に係る部分について

説明資料本冊は、検査官会議において検査報告事項案を説明するために作成されているものであり、指摘等に係る事態の内容の理解に資するための資料が付されているほか、指摘等の対象の事実、指摘等の根拠、当該事態の発生原因等が記載されており、これらはいずれも会計検査院内部において定められた審理・判断の過程にある未成熟な情報である。

したがって、これらの情報が公になると、前記3(4)で述べた会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、これらの内容からは、検査報告事項案の検査の着眼点、検査手法等を推知することができるほか、会計検査院が検査報告事項案に記述されている事実関係やその評価、所見等をどのような資料に基づいて認定又は取りまとめているかを端的に読み取ることができるものである。そして、そこから、現在又は将来において会計検査院が同種又は類似の事態の検査を行う場合における検査の着眼点、同院が必要とし、収集、使用するであろう資料の内容・性質等

を含む検査手法、検査結果の取りまとめのノウハウ等を推測することも可能となると認められる。

したがって、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、内容及び内容に連動する目次に係る部分の情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 表紙に記載されている情報について

説明資料本冊の表紙に記載されている情報のうち、まず表題についてみると、その記載の形式等から、当該検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを推知できるものとなっている。そして、ある検査事項に関する検査の結果等が最終的にいずれの態様の指摘等とされるかは、審理・判断の過程における審議の結果により変更される場合があることから、表題の記載の形式等から指摘等の態様の改変を読み取ることのできるこのような情報は、審理・判断の過程における未成熟な情報であり、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

次に、記号・番号は、前記3(2)で述べた会計検査院における審理・判断に付すべく提案された検査報告事項案の1件ごとに付されるものである。このうち記号部分は、当該検査報告事項案を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示又は処置要求、不当事項等の様々な指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されている。

また、番号部分は、当該局のうち、提案した課を示す番号と、当該課における提案順を示す番号とで構成されている。そして、これらの記号・番号は、一体として、当該検査報告事項案を特定するために使用されている。

この記号・番号からは、審理・判断の過程における各段階ごとに、

当該検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができることから、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに件名は、検査報告事項案の件名をそのまま記載するものであり、同案に係る検査の対象事項や問題の所在を端的に表象したものととなっていて、審理・判断の過程において改変されることのあり得る情報である。また、件名からは、当該検査報告事項案がどのような態様の指摘等として提案・審議されていたかを読み取ることができるものともなっていることから、この情報が公になると上記(ア)と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報はいずれも情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

#### ウ 不開示情報2の不開示情報該当性

##### (ア) 説明資料本冊の表紙に記載されている担当者の姓について

説明資料本冊の表紙の担当者欄には、検査報告事項案の担当者の姓が記載されている。したがって、これが公になると、当該検査報告事項の検査の担当者を特定することが可能となる。

本件説明資料本冊に記載されている特定の検査報告事項の検査の担当者が広く一般に知られるところとなった場合には、当該年次の検査の終了後であっても、当該職員に対して関係者から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。そして、当該職員がこのような圧力・干渉等を受けることを懸念するなどして、翌年次以降における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがある。

したがって、本件説明資料本冊の担当者欄に記載されている姓は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

##### (イ) 課内覆審を担当した者の姓について

課内覆審とは、検査報告事項案等を局委員会に提出するに先立って、提案課内において、原則として同案の担当者以外の者が、第三者的立場から同案の内容、記述方法等について審査を行うものである。そして、この課内覆審の任命基準等については、要領等には規定はなく、この情報が公になると、当該検査報告事項案等の課内覆

審業務に携わっている職員を特定することが可能となる。

本件説明資料本冊に記載されている特定の検査報告事項案等の審査に携わった職員が広く一般に知られるところとなった場合には、当該年次の検査の終了後であっても、当該職員に対して、当該審査の結果に対する責任を追及したり、当該検査報告事項案等の内容等に関する情報を得ようとしたりするなどのため、外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがある。このため、当該職員がこのような圧力・干渉等を受けることを懸念して、翌年次以降の審査を適正に行うことに支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、課内覆審を担当した者の姓は、検査報告事項案等の審査という情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換」「が不当に損なわれるおそれ」があると認められることから、同条第6号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 説明資料別冊（照会、回答）の不開示情報該当性等（不開示情報3関係）

ア 説明資料別冊（照会、回答）の内容・性質

会計検査院では前記3(1)で述べたように、照会文書を受検庁に発遣し、これに対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどを通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

説明資料別冊（照会、回答）は、受検庁との討議の状況を委員会等の審議に供するために作成され、局委員会等に提出されたものであり、上記(1)の説明資料本冊と同様に局委員会第1、2読会用から検査官会議用までの4種類が作成されている。

本件説明資料別冊（照会、回答）は、これらのうち、検査官会議において本件検査報告事項案の説明に用いるため作成・提出されたものである。

説明資料別冊（照会、回答）は、表紙、本件検査事項について担当局長名で作成され受検庁に発遣された照会文書の写し及びこれに対する回答として同院が当該受検庁から受領した回答文書の写しで構成されており、表紙には、表題、記号・番号、担当課名及び目次が、照会文書の写しには、記号・番号、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、照会の内容及び件名が、回答文書の写しには、記号・番号、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、回答内容、受領年月日等が記載されている。

る。これらのうち、表紙の表題、担当課名、目次、照会文書の文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、期限までに回答を求める旨の記載、回答文書の文書番号、回答年月日、宛先、差出人、照会に対し回答する旨の記載、受領年月日等は既に原処分で開示されている。

イ 不開示情報 3 の不開示情報該当性

(ア) 表紙、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号について

表紙等に記載されている記号・番号は、前記(1)イ(イ)の中の説明資料本冊に記載されている記号・番号と同一の記号・番号であり、この情報が公になると、説明資料本冊に記載されている記号・番号が公になった場合と同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 照会文書に記載されている照会の内容及び件名について

照会文書に記載されている照会の内容及び件名は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果等、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記3で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核をなすものである。すなわち、これらの情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したものではなく、正式な指摘事項等の素案ともいふべき未成熟なものとして取り扱われているものと認められる。

したがって、本件説明資料別冊（照会、回答）に記載されている照会の内容及び件名は、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア)の説明資料本冊の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に当たり、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(ロ) 回答文書に記載されている回答の内容について

回答文書に記載されている回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものと認められる。

したがって、本件回答文書に記載されている回答の内容は、この情報が公になると上記(1)と同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 検査官会議議事録の不開示情報該当性等（不開示情報4関係）

ア 検査官会議議事録の内容・性質

検査官会議議事録は、検査報告事項案を審議した検査官会議の議事録であり、検査官会議の庶務を担当している会計検査院事務総長官房総務課において作成しているものである。検査官会議議事録には、検査報告事項案に係る検査官会議における各検査官の意見開陳、検査官相互間の意見交換又は検査官と事務総局の出席者との間の質疑応答等の討議の内容が発言順に記載され、合わせて議事結果が記載されている。

また、本件検査官会議議事録の冒頭には、検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号、検査報告事項案等の件名、指摘等の態様、記号・番号、関係省庁等名、議事結果等が記載されている。これらのうち、検査官会議の開催年月日、出席者、開始・終了時刻、議案番号等は既に原処分で開示されている。

イ 不開示情報4の不開示情報該当性

(ア) 検査官会議における討議の内容及び議事結果が記載された部分について

a 検査官会議は、会計検査院の意思決定機関であって、検査執行機関である事務総局に対する指揮監督、検査の結果等に対する最終的な審理・判断を行う機関である。そして、検査官会議がその機能を十分に果たすためには、その審議過程における外部の不当な圧力・干渉等を排除し、自由かつ率直な討議を保障することが不可欠である。

そして、検査官会議における討議の内容が具体的かつ詳細に記録されている検査官会議議事録が公になると、検査官会議の出席者に、外部の不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあるほか、自己の発言によりその責任が追及されたり、関係者に何らかの影響が及んだりすることなどに対する危惧の念を生じ、出席者の発言に心理的抑制が働くおそれがある。そして、これらの結果、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件検査官会議議事録に記載されている情報は、検査報告事項案を審議する検査官会議という情報公開法第5条第5号に規定する「国の機関」「の内部」「における審議、検討」に関する情報であって、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

b また、討議の内容には、特定の検査報告事項案やその説明資料本冊、説明資料別冊（照会、回答）の内容が具体的かつ詳細に記載されているので、討議の内容が公になると、これらの内容に関する情報が公になる結果となり、前記(1)イ(ア)などと同様のおそれが生ずることとなり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上 a、b のことから、討議の内容等に関する情報は、情報公開法第5条第5号及び同条第6号イに該当すると認められるので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 各議事の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名等について

各議事の冒頭には、討議の対象となっている検査報告事項案等の件名、指摘等の態様、記号・番号、関係省庁等名が記載されている。

このうち、件名及び記号・番号は、いずれも説明資料本冊に記載されている件名及び記号・番号と同一であり、指摘等の態様は説明資料本冊の表題の形式から推知できる指摘等の態様と同一であるため、これらの情報が公になると、前記(1)イ(イ)と同様、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

また、関係省庁等名は、検査報告事項である意見表示事項において、意見を表示する相手方の名称であったり、処置要求事項において、処置を求める相手方の名称であったりなどするが、審理・判断の過程において、指摘等の態様の改変に伴い、意見を表示する相手方や処置を要求する相手方が変更されることが起こり得ることから、この情報が公になると、前記(1)イ(イ)に掲げた件名が公になる場合と同様のおそれがある。

なお、当審査会は、「会計検査院が行った改善の意見表示『消費税の滞納の防止策について』（平成11年11月17日付け）の検

査に係る検査計画（案）に関する文書の一部開示決定に関する件他6件」（諮問番号 平成14年諮問第5号他6件）に係る答申において、検査官会議議事録に記載された件名及び関係省庁名について、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められると判断したが、同諮問事件における検査官会議議事録に記載された件名は、当該検査報告事項に係る検査官会議議案における件名ではなく、検査官会議での可決後、正式な意見表示案として関係省庁に発遣され決算検査報告に掲記された件名を用いていたことから、当該件名及び関係省庁名は、審理・判断の過程にある未成熟な情報とは認められないとしたところである。他方、本件検査官会議議事録に記載された件名及び関係省庁等名は、当該検査報告事項に係る検査官会議議案における件名及び関係省庁等名を用いて作成した未成熟なものであるから、本答申は、上記答申における結論とは矛盾しない。

(ウ) 検査官会議議事録の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名及びその議事結果について

件名は、各議事の冒頭に記載されている件名と同一の記載であり、この情報が公になると上記(イ)と同様のおそれが生ずることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。また、議事結果は、議事録中の議事結果部分と同一の記載であり、この情報が公になると前記イ(ア) aと同様のおそれが生ずることから、情報公開法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11における不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11の性質について

文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11は、院法第34条又は第36条の規定に基づき過年度に関係省庁等に対して処置を要求したり、意見を表示したりした事項について、関係省庁等が行った処置（以下、これらを「事後処置の状況」という。）を会計検査院の審理・判断に付するために作成した文書である。現に、文書4及び文書5は、前年度に院法第36条の規定により意見を表示した事項の事後処置の状況に係る文書であり、文書9、文書10及び文書11は、前年度に院法第34条の規定により処置を要求した事項の事後処置の状況に係る文書である。事後処置の状況を審理・判断に付する際には、事後処置の状況の対象となる処置を要求したり、意見を表示したりした事項の内容について

は、既に過年度の決算検査報告に掲記され公にされているなどのことから、文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11に記載されている情報のうち、文書作成時点で既に公にされている部分については、その情報の未成熟性等につき、上記4で検討した文書1、文書2、文書3、文書6、文書7及び文書8とは別異の判断を必要とする。

そこで、文書4、文書5、文書9、文書10及び文書11に記載された本件不開示情報について不開示情報該当性を検討すると下記のとおりとなる。

## (2) 文書4について

文書4は説明資料本冊であり、不開示情報1及び不開示情報2が記載されている。

### ア 不開示情報1の不開示情報該当性

本件説明資料本冊は、前記4(1)アと同様の内容・性質を有しているため、以下の①から⑤までに掲げる箇所を除き、これらの情報は未成熟な情報である。そのため、これらの情報が公になると、会計検査院と受検庁との間での審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれがある。また、これらの情報からは、検査の着眼点等を推知することができることなどから、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、前記4(1)イ(ア)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

一方、①表題についてみると、その情報は事後処置の状況に係る検査報告事項案の説明資料であることを示すにとどまっている、②記号・番号のうち、記号（説明資料本冊の各頁の余白において、記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している情報のうち、番号部分以外の情報を含む。）についてみると、その情報は当該検査報告事項案を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示等の指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されているものの、提案した担当課名は既に原処分で開示されていることから、その所属する局を示す符号を不開示とする必然性は希薄であり、また、指摘等の態様を示す符号も事後処置の状況であることを示すにとどまっている、③件名についてみると、その情報は事後処置の状況を説明する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するものにとどまっている

る、④目次（説明資料本冊の内容のうち、これと同様の記載を含む。また、頁数の記載（各頁に付されている頁数の記載を含む。以下、部分開示となる文書の頁数の記載についても同様である。）を含む。）についてみると、その情報は事後処置の状況に係る説明資料の目次部分の書式と同様の情報にとどまっており、また、⑤目次を同書式以上に細分化して記載している部分についてみると、その情報は本件説明資料本冊が事後処置の状況に係るものであることを示す内容の記載にとどまっている。

したがって、これら①から⑤までの情報については、未成熟な情報とは言えず、これらを公にしたとしても、前記4(1)イ(ア)及び(イ)で示した検査の実施に支障が生ずるなどのおそれがあるとは認められないことから、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

イ 不開示情報2の不開示情報該当性

(ア) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている担当者の姓について

担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の検査の担当者を特定することが可能となり、前記4(1)ウ(ア)に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている課内覆審を担当した者の姓について

課内覆審の担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の課内覆審業務に携わっている職員を特定することが可能となり、前記4(1)ウ(イ)に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 文書5について

文書5は検査官会議議事録であり、不開示情報4が記載されている。

ア 検査官会議における討議の内容及び議事結果が記載された部分について

本件検査官会議議事録は、前記4(3)アと同様の内容・性質を有しているため、討議の内容及び議事結果に関する情報が公になると、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれや、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれ

があることから、前記 4 (3)イ(ア)と同様に、情報公開法第 5 条第 5 号及び同条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 本件検査官会議議事録の各議事の冒頭に記載されている検査報告事項案等の件名及び関係省庁等名について

これらの情報は、いずれも事後処置の状況を説明する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するものにとどまっており、これらを公にしたとしても、前記 4 (3)イ(イ)で示したおそれがあるとは認められないことから、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

ウ 本件検査官会議議事録の冒頭に記載されている指摘等の態様、記号・番号、件名、関係省庁等名及び議事結果について

これらの情報は、下記エに掲げる箇所を除き、前記 4 (3)アと同様の内容・性質を有しており、これらの情報が公になると、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれや、検査官会議における自由かつ率直な討議や公正中立な意思決定に支障が生ずるおそれがあることから、前記 4 (3)イ(ウ)と同様に、情報公開法第 5 条第 6 号イ又は同条第 5 号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

エ 事後処置の状況に係る指摘等の態様、記号、件名、関係省庁等名等について

上記ウのうち、事後処置の状況に係る指摘等の態様、記号（記号と番号とを結んでいる符号を含む。）、件名、関係省庁等名についてみると、これらの情報は事後処置の状況を説明する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するものにとどまっている。

したがって、これらを公にしたとしても、前記 4 (3)イ(ウ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

また、上記ウのうち、複数の議案を一括りにした場合の件名欄の記載及び当該件名に係る議事結果の記載並びに院法に基づき毎回定例的に決算検査報告に掲記しなければならない議案の件名の記載についてみると、これらの情報は会計検査院内部の審理・判断の過程において変更されることが皆無であったり、欄中の記載が空白であったりすることから、同様に情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(4) 文書 9 について

文書 9 は説明資料本冊であり、不開示情報 1 及び不開示情報 2 が記載

されている。

#### ア 不開示情報 1 の不開示情報該当性

(ア) 本件説明資料本冊の内容及び内容に連動する目次に係る部分について

本件説明資料本冊は、前記 4 (1) アと同様の内容・性質を有しているため、下記(イ)に掲げる箇所を除き、本件説明資料本冊の内容及び内容に連動する目次に係る部分の情報は未成熟な情報である。そのため、これらの情報が公になると、会計検査院と受検庁との間での審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれがある。また、これらの情報からは、検査の着眼点等を推知することができることなどから、受検庁等において、いわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、前記 4 (1) イ(ア)と同様に、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 本件説明資料本冊の内容及び内容に係る部分のうち、過年度の処置要求事項の内容を引用している部分について

事後処置の状況の前提となった処置要求事項の内容を引用している部分（項目名及び枠線を含む。）については、前年度の決算検査報告に掲記された処置要求事項の内容をそのまま記載しているにとどまっていることから、未成熟な情報とは言えず、これらを公にしたとしても、上記(ア)で示したおそれがあるとは認められず、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(ウ) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている情報について

本件説明資料本冊の表紙に記載されている情報のうち、①表題、②記号・番号のうち記号、③件名、④目次のうち事後処置の状況に係る説明資料の目次部分の書式と同様の部分、についてみると、いずれも事後処置の状況に係る検査報告事項案の説明資料であることを示すにとどまっている。

したがって、①から④までの情報については、これらを公にしたとしても、前記 4 (1) イ(ア)及び(イ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

#### イ 不開示情報 2 の不開示情報該当性

(ア) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている担当者の姓について  
担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の検査の担当者を特定することが可能となり、前記4(1)ウ(ア)に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 本件説明資料本冊の表紙に記載されている課内覆審を担当した者の姓について

課内覆審の担当者欄に記載されている姓が公になると、当該事後処置の状況に係る検査報告事項案の課内覆審業務に携わっている職員を特定することが可能となり、前記4(1)ウ(イ)に掲げたおそれと同様のおそれがあることから、情報公開法第5条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(5) 文書10について

文書10は説明資料別冊（照会、回答）であり、不開示情報3が記載されている。

ア 表紙、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号について  
表紙、照会文書及び回答文書に記載されている記号・番号のうち、記号（説明資料別冊の各頁の余白において、記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している情報のうち、番号部分以外の情報を含む。）についてみると、この情報は当該検査報告事項案を提案した局を示す符号及び当該検査報告事項案が意見表示等の指摘等の態様のうちのいずれのものであるかを示す符号で構成されているものの、提案した担当課名は既に原処分で開示されていることから、その所属する局を示す符号を不開示とする必然性は希薄であり、また、指摘等の態様を示す符号も事後処置の状況であることを示すにとどまっている。

したがって、これらを公にしたとしても、前記4(2)イ(ア)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、いずれも情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

イ 照会文書に記載されている照会の内容及び件名について

本件説明資料別冊（照会、回答）は、下記ウに掲げる箇所を除き、前記4(2)アと同様の内容・性質を有しているため、照会文書に記載されている照会の内容及び件名に関する情報が公になると、前記(2)アの説明資料本冊の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれや、厳正かつ効果的な検査の実施

に支障が生ずるおそれがあることから、前記4(2)イ(イ)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 上記イのうち、前年度における特定の決算検査報告掲記事項を示して事後処置の状況についての回答を要求している記載について

前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況についての回答を要求している記載についてみると、これらの情報はいずれも回答の要求対象とした前年度の決算検査報告掲記事項を特定するにとどまっている。

したがって、これらを公にしたとしても、前記4(2)イ(イ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

エ 回答文書に記載されている回答の内容について

本件説明資料別冊（照会、回答）は、下記オに掲げる箇所を除き、前記4(2)アと同様の内容・性質を有しているため、回答文書に記載されている回答の内容に関するこれらの情報が公になると、前記イの照会文書の内容に係る部分が公になった場合と同様に、今後の検査の実施に支障が生ずるおそれや、厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあることから、前記4(2)イ(ウ)と同様に、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

オ 事後処置の状況について回答する旨の記載等について

前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況について回答する旨の記載についてみると、これらの情報は回答する前年度の決算検査報告掲記事項を特定するにとどまっていることから、これらを公にしたとしても、前記4(2)イ(ウ)で示したおそれがあるとは認められないことから、前記(2)アと同様に、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

また、回答文書における処置要求事項の内容を記載している部分（項目名及び枠線を含む。また、添付文書であることの記載を含む。）についてみると、この情報は前年度の決算検査報告掲記事項の内容をそのまま記載するにとどまっていることから、これと同様の理由により、情報公開法に規定する不開示情報に該当しないと認められる。

(6) 文書11について

文書 1 1 は検査官会議議事録であり、不開示情報 4 が記載されている。文書 1 1 の内容・性質は文書 5 の内容・性質と同様であることから、開示を妥当とする部分及び不開示を妥当とする部分については、文書 5 に関して記した前記(3)と同一であると認められる。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の 2 欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆  
委員 早 坂 禧 子  
委員 大 塚 成 男

(別表) 開示することが妥当な文書 (部分)

| 1 文書の区分 |                | 2 開示することが妥当な部分   |
|---------|----------------|--|
| 文書 4    | 説明資料本冊の表紙      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表題の記載部分</li> <li>・記号欄の記載部分</li> <li>・件名欄の記載部分</li> <li>・目次（目次を書式以上に細分化して記載している部分を含む。）の記載部分</li> </ul>  |
|         | 説明資料本冊の内容      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙に記載されている目次と同様の記載部分</li> <li>・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分</li> <li>・部分開示となる文書の頁数の記載部分</li> </ul>  |
| 文書 5    | 検査官会議議事録の冒頭    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後処置の状況に係る指摘等の態様、記号（記号と番号とを結んでいる符号を含む。）、件名、関係省庁等名の記載部分</li> <li>・複数の議案を一括りにした場合の件名欄の記載部分及び当該件名に係る議事結果の記載部分並びに院法に基づき毎回定期的に決算検査報告に掲記しなければならない議案の件名の記載部分</li> </ul>                       |
|         | 検査官会議議事録の討議の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各議事の冒頭にある事後処置の状況に係る件名、関係省庁等名の記載部分</li> <li>・部分開示となる文書の頁数の記載部分</li> </ul>   |
| 文書 9    | 説明資料本冊の表紙      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表題の記載部分</li> <li>・記号欄の記載部分</li> <li>・件名欄の記載部分</li> <li>・目次（目次を書式以上に細分化して記載している部分を除く。）の記載部分</li> </ul>  |
|         | 説明資料本冊の内容      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙に記載されている目次（目次を書式以上に細分化して記載している部分を除く。）と同様の記載部分</li> <li>・処置要求事項の内容の記載部分（項目名及び枠線を含む。）</li> <li>・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分</li> <li>・部分開示となる文書の頁数の記載部分</li> </ul> |

| 1 文書の区分 |                  | 2 開示することが妥当な部分  |
|---------|------------------|---|
| 文書10    | 説明資料別冊（照会、回答）の表紙 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・記号欄の記載部分</li> </ul>   |
|         | 照会文書の内容          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況についての回答を要求している記載部分</li> <li>・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分</li> <li>・部分開示となる文書の頁数の記載部分</li> </ul>   |
|         | 回答文書の内容          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度における特定の決算検査報告掲記事項（本件処置要求事項以外の決算検査報告掲記事項を含む。）を示して事後処置の状況について回答する旨の記載部分</li> <li>・処置要求事項の内容の記載部分（項目名、枠線、添付文書であることの記載を含む。）</li> <li>・各頁の余白に記号と番号とを符号で結び、括弧書きで記載している部分のうち、番号部分以外の記載部分</li> <li>・部分開示となる文書の頁数の記載部分</li> </ul> |
| 文書11    | 検査官会議議事録の冒頭      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後処置の状況に係る指摘等の態様、件名、関係省庁等名の記載部分</li> <li>・複数の議案を一括りにした場合の件名欄の記載部分及び件名に係る議事結果の記載部分</li> </ul>  |
|         | 検査官会議議事録の討議の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各議事の冒頭にある事後処置の状況に係る件名、関係省庁等名の記載部分</li> <li>・部分開示となる文書の頁数の記載部分</li> </ul>  |

諮問番号：平成23年（個）諮問第1号

事 件 名：特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助事業に係る平成17年度分会計実地検査調書（第3号様式）等に記載された本人に係る保有個人情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

諮 問 日：平成23年 6月22日

答申番号：答申（個）第8号

答 申 日：平成24年12月12日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

特定の地方公共団体における国土交通省所管の平成17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）の写しに記載された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）第12条第1項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が23年5月18日付け230普第120号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 処分庁の不開示理由には、日本国憲法、法律等違反があり、不開示とされた部分は違法なものであるから、開示請求権に基づき、不開示部分を取り消し、全部開示を求める。

イ 社会正義の実現と公共の秩序の維持・安定、並びに公共の福祉向上のため、不開示部分及びその理由を取り消し、全部開示を求める。

##### (2) 意見書

ア 17年度国庫補助事業の全体設計書について、請負業者の承諾のない変更が発注者の独断で行われている。これは、変更契約書が存在しないことから明らかである。

イ 全体設計書が請負業者の承諾もなく変更され、当初の全体設計書とは異なる工事完成後の出来形数値が記載された全体設計書が会計検査時に用いられており、違法がある。

ウ 全体設計書の保存期間は10年間とされているが、入札に供した全体設計書が廃棄されていることについて違法がある。

エ 低入札調査価格審査結果書が、工事完成後に精査された全体設計書と完全に一致しており、社会通念上あり得ない。また、入札後に廃棄された全体設計書の数値について入札設計書から復元して作成された公文書の金額等が、低入札調査価格審査結果書と齟齬を来している。すなわち、入札時に用いられた全体設計書では、低入札調査価格審査が行われていないのは、動かぬ事実である。

以上のような不合理な問題点等について、これらを正し、また、審査請求人自身の自己情報が開示されないにもかかわらず、第三者請求人において開示請求した場合に核たる文書が開示されるなど差別も甚だしく、これらを精査するため、憲法第13条、第14条、第15条、第29条、第44条、第98条等、法的に保護されるべき権利に基づき、不開示決定を取り消し、全部開示又は一部開示決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示決定等の経緯

##### (1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、特定の地方公共団体における国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）に記載された審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めるものである。

##### (2) 不開示決定（存否応答拒否）

処分庁は、23年5月18日付けで、国土交通省所管の国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）（以下「検査調書」という。）の記載内容は、会計検査院が検査過程において、一定の検査の着眼点に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、その検査内容の検討を進めるなどのために取得したもので、具体的な検査事項・検査内容等に関するものであるとして、後記3及び4と同様の理由により、個人情報保護法第14条第6号及び第7号（イ及び柱書き）の不開示情報に該当するとともに、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、この不開示情報を開示する結果となることから、個人情報保護法第17条の規定により、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

### (3) 審査請求の提起

審査請求人は、23年6月1日付けで、上記不開示決定（存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

## 2 検査調書の内容・性質

本件開示請求において個人情報が含まれるとして開示請求書に記載された検査調書は、18年11月に、会計検査院第3局上席調査官（都市・地域担当）（現環境検査課）が実施した特定の地方公共団体に対する実地検査に先立って作成を求め、当該地方公共団体から提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）である。本件検査調書は、会計検査院において保存期間が満了したことから、既に廃棄されているものの、同院は、22年7月に、当該検査調書に関する行政文書の開示請求が、関係する地方公共団体に対して行われた際、この地方公共団体から当該検査調書の一部の写しを取得している。

検査調書は、国土交通省所管の国庫補助事業で行われた工事等（以下「補助工事等」という。）の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等のうち、一定の基準に基づき抽出した補助工事等を、局・部・事務所等ごとに分類した上で、施行箇所、事業主体、事業種別ごとに更に分類するとともに、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理して作成することとされている（以下、実地検査の対象となる多数の補助工事等の中から検査調書に個々の工事名等を記載する補助工事等を抽出するために設けられた一定の基準を「検査調書記載基準」という。）。

このように検査調書は、実地検査の対象となる多数の補助工事等の中から検査調書記載基準に基づき抽出して作成されるものであるが、全ての補助工事等を悉皆的に検査調書に記載することとしていないのは、検査調書の作成に要する時間や作成する受検庁の労力等を考慮したことなどによるものである。また、受検庁において実施された補助工事等は、その全てが実地検査の対象となるものの、検査調書には個々の工事名等が記載されず一括して記載されるものが存在するため、ある補助工事等の個々の工事名等が検査調書に記載されるという事実は、当該補助工事等を対象として実地検査が実施される可能性が高くなることを意味することとなる。

## 3 検査資料（検査調書等）の一般的な不開示情報該当性

検査調書は、会計検査院が検査過程において検査の目的で作成又は取得する各種の関係資料である「検査資料」に該当し、一般に、検査資料（検査調書等）が開示された場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれが

ある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、会計検査院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となる。

さらに、会計検査院では、実地検査において不適正な事態を発見・指摘した場合、事態の全容解明のため受検庁に協力を要請し、その際、併せてかかる不適正な事態に関する調査方法、事実関係等の正確な把握と簡明な整理の方法及び関係資料の収集・整備等について具体的に指示するなどして、その調査結果について報告を受け、これに基づき更に事実関係の精査及びこれに対する適切な評価を行い、不適正な会計経理の是正・改善を図ることもある。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としており、このことは、受検庁の同院が実施する検査に対する理解と協力の前提となっている。

また、会計検査院がこのような検査手法ないし検査のノウハウにより独力で不適正な事態の一部を発見・指摘することができたとしても、それが広範囲に行われているような場合、同院の検査には自ずから時間的・人力的・権限的な限界があるため、同院が受検庁側の協力を得ないで、このような不適正な事態の全容を解明することは實際上困難である。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般の信頼を損ね、検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し、検査過程における検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査

の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

上記(1)のとおり、会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、会計検査院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来する可能性があることなどから、検査過程又は審理・判断の過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった不適切な会計検査対応が行われたり、資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、提出又は提供をちゅうちょし又は難色を示したりする例も見受けられる。

そして、一般に、ある検査事項に関する検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に開示されることがあるものであると受け止められるおそれがあり、そのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって、同院による会計検査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼす具体的かつ現実的なおそれがある。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進捗状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、その収集・整備の状況は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進捗状況等を端的に示すものであり、また、検査資料は、具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき作成又は取得されるものであるから、検査資料の内容等に関する情報からは、具体的な検

査の着眼点、検査手法、更には検査の結果等の取りまとめに関する検査上のノウハウなどを推知することが可能である。

加えて、会計検査院の指示する資料の様式、作成・記載要領等については、限られた時間、人員及び権限の中で最も効果的、効率的に検査資料を収集することができるよう、長年にわたり同院内部で綿密な検討が加えられ、幾度とない修正を経て受け継がれてきたものであることから、それ自体が検査のノウハウそのものであり、また、前記のような受検庁の協力により各種資料の調製がなされ、この提出を受けるといった検査手法自体も同院の検査のノウハウというべきものである。

したがって、検査手法、検査のノウハウ等を含む会計検査院の検査活動内容を推知することが可能な情報が開示された場合には、実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する実地検査の終了により完結し又は会計検査院が実施した検査の結果等のある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性（一定の「おそれ」の有無）を判断するに当たっては、このような会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならないものとする。

また、検査調書は、前記2のとおり、実地検査の対象となる多数の補助工事等の中から検査調書記載基準に基づき抽出して作成されるものであるため、仮に、補助工事等を実施した都度、個人情報の開示請求が行われ、当該個人情報の存否が明らかにされることとなれば、どのような補助工事等が検査調書に記載されるのかという検査調書記載基準それ自体を推認することが可能となる。

したがって、検査調書に記載された開示請求者に係る保有個人情報の存否が明らかにされた場合は、検査調書に自らが関連する補助工事等が記載されることを推認した当該個人において、検査調書に当該補助工事等が記載されないよう受検庁に働き掛けるなど、実地検査を受けることを回避しようとする不適切な会計検査対応を誘発し、ひいては、実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施すなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

当該検査資料の内容等に関する情報からは、上記(3)のとおり、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認し得るものである。

したがって、検査資料の内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、憲法上の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

#### 4 本件存否情報の不開示情報該当性

##### (1) 個人情報保護法第14条第7号（イ及び柱書き）該当性

ア 前記3(1)から(3)までにおいて論じた点を踏まえると、本件対象保有個人情報の存在又は不存在を前提として開示決定又は不開示決定を行った場合に開示される情報（以下「本件存否情報」という。）は、これを「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（個人情報保護法第14条第7号イ）があり、不開示情報に該当する。

イ 本件存否情報は、検査過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、個人情報保護法第14条7号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件存否情報が公にされることにより生ずるおそれとは、前記3(4)で論じたとおりである。

したがって、本件存否情報は、これを「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（個人情報保護法第14条第7号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

##### (2) 個人情報保護法第14条第6号該当性

本件存否情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、個人情報保護法第14条第6号に規定する「国の機関」、「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記3(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本

件存否情報を公にすることにより、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関係者に会計検査院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるおそれ、公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、これを「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に係する「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（個人情報保護法第14条第6号）があり、不開示情報に該当する。

#### 5 本件不開示決定（存否応答拒否）の妥当性

以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報の存否が明らかになることを前提とした開示決定又は不開示決定を行った場合には、個人情報保護法第14条第6号及び第7号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報を開示することとなることが明らかである。

したがって、本件不開示決定（存否応答拒否）は、個人情報保護法第17条の規定に照らし適法なものと認められる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成23年 6月22日 諮問書の收受
- ② 同年 9月26日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年10月 6日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年10月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月10日 審議
- ⑥ 同年12月 5日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑦ 同年12月15日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭意見陳述の聴取及び審議
- ⑧ 平成24年 3月 7日 審議
- ⑨ 同年 4月26日 諮問庁の職員（会計検査院第3局環境検査課長ほか）からの口頭説明補足の聴取及び審議
- ⑩ 同年 7月11日 審査請求人から追加意見書を收受
- ⑪ 同年 8月 1日 審議

⑫ 同年 1 1 月 6 日 審議

⑬ 同年 1 2 月 1 1 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、特定の地方公共団体における国土交通省所管の 17 年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第 3 号様式）に記載された審査請求人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報については、その存否を答えるだけで、個人情報保護法第 14 条第 6 号及び第 7 号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、個人情報保護法第 17 条に基づき開示請求を拒否した。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定（存否応答拒否）の取消しを求めているため、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

### 2 検査調書等について

#### (1) 検査調書の内容・性質について

諮問庁の説明によると、検査調書は、定例的に行われる実地検査に先立ち、会計検査院が受検庁の長に対して作成を求め、提出を受ける補助工事等の施工状況を示した表形式の文書であり、実地検査の対象となる多数の補助工事等の中から検査調書記載基準に基づき抽出した補助工事等について、検査の着眼点等に基づいて必要となる各種の情報を表形式に整理して作成することとされている。このため、受検庁が実施した多数の補助工事等の中には、実地検査の対象とはなるものの、検査調書に個々の工事名等が記載されず一括して記載される補助工事等が存在することとなる。

以上を踏まえれば、ある補助工事等の個々の工事名等が検査調書に記載されるという事実は、当該補助工事等を対象として、会計検査院による実地検査が実施される可能性が高くなることを意味するといえる。また、検査調書は、定例的に行われる実地検査に先立ち、会計検査院が受検庁の長に対して作成を求めるものであるから、同院における今後の実地検査に際しても、同様の検査調書が用いられることが想定される。

#### (2) 検査調書記載基準について

諮問庁の説明によると、検査調書記載基準は、多数の補助工事等の中

から検査調書に個々の工事名等を記載する補助工事等を抽出するために設けられた一定の基準であり、それ自体が、検査上の秘密に属する情報又はこれを推知することが可能な情報（具体的な検査の着眼点、検査手法等）に該当するため、会計検査院では、従来、検査調書記載基準について、受検庁以外の外部一般には不公表とする取扱いをしており、受検庁以外の外部に流出することがないように細心の注意を払うとともに、受検庁においても同様の取扱いを求めているとされている。

また、検査調書記載基準は、会計検査院において、約20年間、同一の基準によっており、変更は行われていない。

以上を踏まえれば、検査調書記載基準は、受検庁以外の外部一般に公表されていない情報であって、当該情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることが可能であると認められる。また、会計検査院において、これまで長期間にわたり、同一の検査調書記載基準が用いられていること、同院の決算検査報告等に掲記されている事態に大きな変更は見受けられないことから、今後、同院が受検庁の長に対して検査調書の作成を求めるに際しても、同一の検査調書記載基準が用いられることが想定される。

### 3 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について

#### (1) 本件対象保有個人情報の性格について

本件対象保有個人情報は、18年11月に検査担当課が実施した特定の地方公共団体に対する実地検査に先立ち作成を求め、当該地方公共団体から提出された国土交通省所管の17年度国庫補助事業に係る会計実地検査調書（第3号様式）の写しに記載された審査請求人に係る保有個人情報であり、その存否を答えることは、本件検査調書の写しに審査請求人の氏名等の個人情報が記載されているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

また、本件対象保有個人情報のような補助工事等の請負業者に関連する特定の個人情報について探索的な開示請求が行われた場合に、それらの開示請求に答えていくと、結果的に、補助工事等に関する情報を承知している請負業者に関連する特定の個人に対し、どのような補助工事等が検査調書に記載されるのかという検査調書記載基準を推認することを可能ならしめるものと認められる。

#### (2) 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

前記2(1)及び(2)のとおり、ある補助工事等が検査調書に記載されるという事実は、当該補助工事等を対象とする実地検査が実施される可能

性が高くなることを意味し、また、受検庁以外の外部一般に公表されていない検査調書記載基準からは、具体的な検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることが可能であり、さらに、会計検査院における今後の実地検査に際しても、同様の検査調書や同一の検査調書記載基準が用いられることが想定される。

前記(1)及び上記の事情を踏まえると、本件存否情報が明らかにされた場合には、探索的な開示請求が行われるなどして、どのような補助工事等が検査調書に記載されるのかという検査調書記載基準が推認され、その結果、補助工事等の請負業者に関連する特定の個人（特に、当該補助工事等に瑕疵等があることを承知している個人）において、今後、会計検査院の求めに応じて受検庁の長が作成することが見込まれる検査調書に自らが関連する補助工事等が記載されないよう受検庁に働き掛けたり、受検庁の協力を受けて表面的な手直し工事を行ったりといった不適切な会計検査対応が行われ、ひいては、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、上記のような特定の個人から働き掛けなどを受けた受検庁において、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとする場合には、関係資料の改ざんや廃棄を行ったり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われ、その結果、上記と同様に、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

よって、本件存否情報は、個人情報保護法第14条第7号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号該当性等について判断するまでもなく、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、個人情報保護法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、個人情報保護法第17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

#### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで個人情報保護法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、個人情報保護

法第17条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

### III 資 料 編

# 1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

**表1 開示請求等の受付等の件数**

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度           | 開 示 請 求   | 移 送 受    | 計         |
|---------------|-----------|----------|-----------|
| 平成13年度        | 215       | 7        | 222       |
| 平成14年度        | 55        | 6        | 61        |
| 平成15年度        | 53        | 5        | 58        |
| 平成16年度        | 108       | 6        | 114       |
| 平成17年度        | 67        | 9        | 76        |
| 平成18年度        | 71        | 12       | 83        |
| 平成19年度        | 26        | 17       | 43        |
| 平成20年度        | 46        | 10       | 56        |
| 平成21年度        | 27        | 10       | 37        |
| 平成22年度        | 16        | 4        | 20        |
| 平成23年度        | 40        | 2        | 42        |
| <b>平成24年度</b> | <b>55</b> | <b>2</b> | <b>57</b> |

(注) 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。

(参考) 上記表の平成24年度月別内訳

単位：件

| 月       | 開 示 請 求 | 移 送 受 | 計  |
|---------|---------|-------|----|
| 平成24年4月 | 2       | 0     | 2  |
| 5月      | 3       | 0     | 3  |
| 6月      | 0       | 1     | 1  |
| 7月      | 0       | 0     | 0  |
| 8月      | 2       | 0     | 2  |
| 9月      | 5       | 0     | 5  |
| 10月     | 14      | 1     | 15 |
| 11月     | 7       | 0     | 7  |
| 12月     | 13      | 0     | 13 |
| 平成25年1月 | 3       | 0     | 3  |
| 2月      | 2       | 0     | 2  |
| 3月      | 4       | 0     | 4  |
| 計       | 55      | 2     | 57 |

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度           | 開示請求     | 移送受      | 計        |
|---------------|----------|----------|----------|
| 平成17年度        | 0        | 0        | 0        |
| 平成18年度        | 0        | 0        | 0        |
| 平成19年度        | 32       | 0        | 32       |
| 平成20年度        | 2        | 0        | 2        |
| 平成21年度        | 4        | 0        | 4        |
| 平成22年度        | 17       | 0        | 17       |
| 平成23年度        | 2        | 0        | 2        |
| <b>平成24年度</b> | <b>1</b> | <b>0</b> | <b>1</b> |

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。
- 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

(参考) 上記表の平成24年度月別内訳

単位：件

| 月       | 開示請求 | 移送受 | 計 |
|---------|------|-----|---|
| 平成24年4月 | 0    | 0   | 0 |
| 5月      | 0    | 0   | 0 |
| 6月      | 0    | 0   | 0 |
| 7月      | 0    | 0   | 0 |
| 8月      | 0    | 0   | 0 |
| 9月      | 0    | 0   | 0 |
| 10月     | 0    | 0   | 0 |
| 11月     | 0    | 0   | 0 |
| 12月     | 1    | 0   | 1 |
| 平成25年1月 | 0    | 0   | 0 |
| 2月      | 0    | 0   | 0 |
| 3月      | 0    | 0   | 0 |
| 計       | 1    | 0   | 1 |

**表2 開示請求等の処理状況**

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度           | 要処理件数     | 処 理 済     | 移 送      | 取 下 げ    | 次年度持ち越し   |
|---------------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 平成13年度        | 222       | 175       | 40       | 7        | 0         |
| 平成14年度        | 61        | 56        | 2        | 0        | 3         |
| 平成15年度        | 61        | 52        | 8        | 0        | 1         |
| 平成16年度        | 115       | 85        | 23       | 0        | 7         |
| 平成17年度        | 83        | 75        | 4        | 3        | 1         |
| 平成18年度        | 84        | 69        | 1        | 0        | 14        |
| 平成19年度        | 57        | 39        | 4        | 0        | 14        |
| 平成20年度        | 70        | 62        | 7        | 0        | 1         |
| 平成21年度        | 38        | 28        | 2        | 0        | 8         |
| 平成22年度        | 28        | 25        | 2        | 0        | 1         |
| 平成23年度        | 43        | 42        | 1        | 0        | 0         |
| <b>平成24年度</b> | <b>57</b> | <b>30</b> | <b>0</b> | <b>1</b> | <b>26</b> |

(注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。  
 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度           | 要処理件数    | 処 理 済    | 移 送      | 取 下 げ    | 次年度持ち越し  |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 平成17年度        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成18年度        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成19年度        | 32       | 24       | 0        | 0        | 8        |
| 平成20年度        | 10       | 10       | 0        | 0        | 0        |
| 平成21年度        | 4        | 0        | 0        | 0        | 4        |
| 平成22年度        | 21       | 21       | 0        | 0        | 0        |
| 平成23年度        | 2        | 2        | 0        | 0        | 0        |
| <b>平成24年度</b> | <b>1</b> | <b>1</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> |

(注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。  
 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。  
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

**表3 開示決定等の件数（決定内容区別）**

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度           | 開示決定     |            | 不開示決定    | 計         | 部分開示決定及び不開示決定の不開示理由 |          |            |            |
|---------------|----------|------------|----------|-----------|---------------------|----------|------------|------------|
|               | 開 示      | 部 分<br>開 示 |          |           | 不開示<br>情 報          | 不存在      | 存否応<br>答拒否 | 形式上<br>の不備 |
| 平成13年度        | 7        | 113        | 24       | 144       | 118                 | 21       | 0          | 0          |
| 平成14年度        | 13       | 27         | 4        | 44        | 31                  | 0        | 0          | 0          |
| 平成15年度        | 9        | 26         | 10       | 45        | 33                  | 3        | 3          | 0          |
| 平成16年度        | 3        | 35         | 10       | 48        | 36                  | 7        | 2          | 0          |
| 平成17年度        | 6        | 30         | 5        | 41        | 35                  | 0        | 0          | 0          |
| 平成18年度        | 5        | 40         | 6        | 51        | 45                  | 1        | 0          | 0          |
| 平成19年度        | 2        | 12         | 14       | 28        | 24                  | 0        | 0          | 2          |
| 平成20年度        | 4        | 18         | 26       | 48        | 27                  | 6        | 3          | 8          |
| 平成21年度        | 4        | 9          | 6        | 19        | 10                  | 4        | 0          | 1          |
| 平成22年度        | 2        | 16         | 7        | 25        | 18                  | 0        | 0          | 5          |
| 平成23年度        | 0        | 15         | 7        | 22        | 17                  | 2        | 1          | 2          |
| <b>平成24年度</b> | <b>7</b> | <b>21</b>  | <b>3</b> | <b>31</b> | <b>21</b>           | <b>3</b> | <b>0</b>   | <b>0</b>   |

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。

2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は開示決定等の件数の合計とは一致しない場合がある。

(参考) 上記表の平成24年度四半期別内訳

単位：件

| 四半期        | 開示決定 |            | 不開示決定 | 計  | 部分開示決定及び不開示決定の不開示理由 |     |            |            |
|------------|------|------------|-------|----|---------------------|-----|------------|------------|
|            | 開 示  | 部 分<br>開 示 |       |    | 不開示<br>情 報          | 不存在 | 存否応<br>答拒否 | 形式上<br>の不備 |
| 平成24年4～6月期 | 0    | 3          | 1     | 4  | 3                   | 1   | 0          | 0          |
| 7～9月期      | 0    | 2          | 1     | 3  | 2                   | 1   | 0          | 0          |
| 10～12月期    | 5    | 4          | 1     | 10 | 4                   | 1   | 0          | 0          |
| 平成25年1～3月期 | 2    | 12         | 0     | 14 | 12                  | 0   | 0          | 0          |
| 計          | 7    | 21         | 3     | 31 | 21                  | 3   | 0          | 0          |

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度           | 開示決定     |            | 不開示決定    | 計        | 部分開示決定及び不開示決定の<br>不開示理由 |          |            |            |
|---------------|----------|------------|----------|----------|-------------------------|----------|------------|------------|
|               | 開 示      | 部 分<br>開 示 |          |          | 不開示<br>情 報              | 不存在      | 存否応<br>答拒否 | 形式上<br>の不備 |
| 平成17年度        | 0        | 0          | 0        | 0        | 0                       | 0        | 0          | 0          |
| 平成18年度        | 0        | 0          | 0        | 0        | 0                       | 0        | 0          | 0          |
| 平成19年度        | 0        | 0          | 4        | 4        | 0                       | 0        | 0          | 4          |
| 平成20年度        | 0        | 0          | 3        | 3        | 0                       | 0        | 0          | 3          |
| 平成21年度        | 0        | 0          | 0        | 0        | 0                       | 0        | 0          | 0          |
| 平成22年度        | 6        | 4          | 1        | 11       | 4                       | 1        | 0          | 0          |
| 平成23年度        | 0        | 0          | 2        | 2        | 0                       | 0        | 1          | 1          |
| <b>平成24年度</b> | <b>0</b> | <b>0</b>   | <b>1</b> | <b>1</b> | <b>0</b>                | <b>1</b> | <b>0</b>   | <b>0</b>   |

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。  
2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

(参考) 上記表の平成24年度四半期別内訳

単位：件

| 四半期        | 開示決定 |            | 不開示決定 | 計 | 部分開示決定及び不開示決定の<br>不開示理由 |     |            |            |
|------------|------|------------|-------|---|-------------------------|-----|------------|------------|
|            | 開 示  | 部 分<br>開 示 |       |   | 不開示<br>情 報              | 不存在 | 存否応<br>答拒否 | 形式上<br>の不備 |
| 平成24年4～6月期 | 0    | 0          | 0     | 0 | 0                       | 0   | 0          | 0          |
| 7～9月期      | 0    | 0          | 0     | 0 | 0                       | 0   | 0          | 0          |
| 10～12月期    | 0    | 0          | 0     | 0 | 0                       | 0   | 0          | 0          |
| 平成25年1～3月期 | 0    | 0          | 1     | 1 | 0                       | 1   | 0          | 0          |
| 計          | 0    | 0          | 1     | 1 | 0                       | 1   | 0          | 0          |

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度           | 30日以内に処理  | 延長(30日)  | 期限の特例の適用  | 計         |
|---------------|-----------|----------|-----------|-----------|
| 平成13年度        | 118       | 26       | 0         | 144       |
| 平成14年度        | 32        | 11       | 1         | 44        |
| 平成15年度        | 39        | 4        | 2         | 45        |
| 平成16年度        | 33        | 7        | 8         | 48        |
| 平成17年度        | 31        | 1        | 9         | 41        |
| 平成18年度        | 24        | 11       | 16        | 51        |
| 平成19年度        | 12        | 3        | 13        | 28        |
| 平成20年度        | 34        | 10       | 4         | 48        |
| 平成21年度        | 15        | 1        | 3         | 19        |
| 平成22年度        | 13        | 6        | 6         | 25        |
| 平成23年度        | 16        | 5        | 1         | 22        |
| <b>平成24年度</b> | <b>14</b> | <b>4</b> | <b>13</b> | <b>31</b> |

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。  
 2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がなされなかったものである。  
 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度           | 30日以内に処理 | 延長(30日)  | 期限の特例の適用 | 計        |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 平成17年度        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成18年度        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成19年度        | 4        | 0        | 0        | 4        |
| 平成20年度        | 3        | 0        | 0        | 3        |
| 平成21年度        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成22年度        | 11       | 0        | 0        | 11       |
| 平成23年度        | 2        | 0        | 0        | 2        |
| <b>平成24年度</b> | <b>1</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>1</b> |

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。  
 2 「延長（30日）」欄は、行政機関個人情報保護法第19条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。  
 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。  
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

## 2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況

**表5 不服申立ての状況**

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度           | 不服申立て<br>件 数 | 処 理 状 況  |          |          |          |          |          |
|---------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |              | 却 下      | 棄 却      | 一部認容     | 認 容      | 取下げ      | 未 済      |
| 平成13年度        | 10           | 0        | 1        | 0        | 0        | 0        | 9        |
| 平成14年度        | 16           | 0        | 0        | 5        | 0        | 0        | 11       |
| 平成15年度        | 24           | 0        | 3        | 1        | 0        | 0        | 20       |
| 平成16年度        | 20           | 0        | 6        | 4        | 0        | 0        | 10       |
| 平成17年度        | 14           | 4        | 4        | 2        | 0        | 0        | 4        |
| 平成18年度        | 10           | 0        | 3        | 3        | 0        | 0        | 4        |
| 平成19年度        | 10           | 0        | 1        | 0        | 0        | 0        | 9        |
| 平成20年度        | 15           | 0        | 8        | 0        | 0        | 0        | 7        |
| 平成21年度        | 8            | 0        | 4        | 4        | 0        | 0        | 0        |
| 平成22年度        | 4            | 0        | 1        | 0        | 0        | 3        | 0        |
| 平成23年度        | 4            | 0        | 1        | 0        | 0        | 0        | 3        |
| <b>平成24年度</b> | <b>7</b>     | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>2</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>5</b> |

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。  
 2 処理が未済となっているのは、各年度末において、処理方針・諮問の可否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度           | 不服申立て<br>件 数 | 処 理 状 況  |          |          |          |          |          |
|---------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               |              | 却 下      | 棄 却      | 一部認容     | 認 容      | 取下げ      | 未 済      |
| 平成17年度        | 0            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成18年度        | 0            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成19年度        | 4            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 4        |
| 平成20年度        | 10           | 4        | 6        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成21年度        | 0            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成22年度        | 0            | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 平成23年度        | 2            | 0        | 1        | 0        | 0        | 0        | 1        |
| <b>平成24年度</b> | <b>1</b>     | <b>0</b> | <b>1</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> |

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。  
 2 処理が未済となっているのは、平成19年度末及び23年度末において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。

**表6 審査会における処理状況**

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度           | 諮 問<br>件 数 | 答申件数     | 答 申 区 分                         |                                 |                                 | 取 下 げ<br>件 数 | 各 年 度<br>末 現 在<br>の 処 理<br>中 の 件<br>数 |
|---------------|------------|----------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|---------------------------------------|
|               |            |          | 諮 問<br>判 断<br>が 妥<br>当 だ<br>ら ば | 諮 問<br>判 断<br>が 妥<br>当 だ<br>ら ば | 諮 問<br>判 断<br>が 妥<br>当 だ<br>ら ば |              |                                       |
| 平成13年度        | 10         | 1        | 0                               | 0                               | 1                               | 0            | 9                                     |
| 平成14年度        | 16         | 6        | 0                               | 5                               | 1                               | 0            | 10                                    |
| 平成15年度        | 19         | 11       | 0                               | 5                               | 6                               | 0            | 8                                     |
| 平成16年度        | 8          | 4        | 0                               | 0                               | 4                               | 0            | 4                                     |
| 平成17年度        | 8          | 4        | 0                               | 2                               | 2                               | 0            | 4                                     |
| 平成18年度        | 10         | 6        | 0                               | 3                               | 3                               | 0            | 4                                     |
| 平成19年度        | 10         | 3        | 0                               | 0                               | 3                               | 0            | 7                                     |
| 平成20年度        | 13         | 6        | 0                               | 0                               | 6                               | 0            | 7                                     |
| 平成21年度        | 8          | 8        | 0                               | 4                               | 4                               | 0            | 0                                     |
| 平成22年度        | 4          | 4        | 0                               | 0                               | 4                               | 0            | 0                                     |
| 平成23年度        | 3          | 1        | 0                               | 0                               | 1                               | 0            | 2                                     |
| <b>平成24年度</b> | <b>7</b>   | <b>3</b> | <b>0</b>                        | <b>3</b>                        | <b>0</b>                        | <b>0</b>     | <b>4</b>                              |

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度           | 諮 問<br>件 数 | 答申件数     | 答 申 区 分                         |                                 |                                 | 取 下 げ<br>件 数 | 各 年 度<br>末 現 在<br>の 処 理<br>中 の 件<br>数 |
|---------------|------------|----------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|---------------------------------------|
|               |            |          | 諮 問<br>判 断<br>が 妥<br>当 だ<br>ら ば | 諮 問<br>判 断<br>が 妥<br>当 だ<br>ら ば | 諮 問<br>判 断<br>が 妥<br>当 だ<br>ら ば |              |                                       |
| 平成17年度        | 0          | 0        | 0                               | 0                               | 0                               | 0            | 0                                     |
| 平成18年度        | 0          | 0        | 0                               | 0                               | 0                               | 0            | 0                                     |
| 平成19年度        | 4          | 2        | 0                               | 0                               | 2                               | 0            | 2                                     |
| 平成20年度        | 4          | 4        | 0                               | 0                               | 4                               | 0            | 0                                     |
| 平成21年度        | 0          | 0        | 0                               | 0                               | 0                               | 0            | 0                                     |
| 平成22年度        | 0          | 0        | 0                               | 0                               | 0                               | 0            | 0                                     |
| 平成23年度        | 2          | 1        | 0                               | 0                               | 1                               | 0            | 1                                     |
| <b>平成24年度</b> | <b>1</b>   | <b>1</b> | <b>0</b>                        | <b>0</b>                        | <b>1</b>                        | <b>0</b>     | <b>0</b>                              |

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

**表7 不服申立てに対する裁決の状況**

〈情報公開関係〉

単位：件

| 年 度<br>(平成) | 裁 決 の<br>件 数 | 審査会に諮問しないで<br>裁決を行ったもの |              |          | 審査会に諮問し、答申を受けて<br>裁決を行ったもの |              |              |              |                              |                     |
|-------------|--------------|------------------------|--------------|----------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|------------------------------|---------------------|
|             |              | 申 立 て<br>認 容           | 申 立 て<br>却 却 | その他      | 申 立 て<br>棄 却               | 申 立 て<br>認 容 | 申 立 て<br>一 認 | 申 立 て<br>部 容 | う ち 答 申 と<br>異 なる 行 った<br>もの | 申 決<br>と 裁 決<br>の 差 |
| 13年度        | 1            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 1            | 1            | 0            | 0                            | 0                   |
| 14年度        | 5            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 5            | 0            | 0            | 5                            | 0                   |
| 15年度        | 4            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 4            | 3            | 0            | 1                            | 0                   |
| 16年度        | 10           | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 10           | 6            | 0            | 4                            | 0                   |
| 17年度        | 10           | 4                      | 0            | 4        | 0                          | 6            | 4            | 0            | 2                            | 0                   |
| 18年度        | 6            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 6            | 3            | 0            | 3                            | 0                   |
| 19年度        | 1            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 1            | 1            | 0            | 0                            | 0                   |
| 20年度        | 8            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 8            | 8            | 0            | 0                            | 0                   |
| 21年度        | 8            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 8            | 4            | 0            | 4                            | 0                   |
| 22年度        | 1            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 1            | 1            | 0            | 0                            | 0                   |
| 23年度        | 1            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 1            | 1            | 0            | 0                            | 0                   |
| <b>24年度</b> | <b>2</b>     | <b>0</b>               | <b>0</b>     | <b>0</b> | <b>0</b>                   | <b>2</b>     | <b>0</b>     | <b>0</b>     | <b>2</b>                     | <b>0</b>            |

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。
- 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものである。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

| 年 度<br>(平成) | 裁 決 の<br>件 数 | 審査会に諮問しないで<br>裁決を行ったもの |              |          | 審査会に諮問し、答申を受けて<br>裁決を行ったもの |              |              |              |                   |                               |                   |
|-------------|--------------|------------------------|--------------|----------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|
|             |              | 申 立 て<br>認 容           | 申 立 て<br>却 下 | その他      | 申 立 て<br>棄 却               | 申 立 て<br>認 容 | 申 立 て<br>一 認 | 申 立 て<br>部 容 | う ち<br>異 行<br>を の | 答 申<br>な る<br>行 っ<br>た も<br>の | 申 決<br>と 裁<br>決 も |
| 17年度        | 0            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 0            | 0            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| 18年度        | 0            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 0            | 0            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| 19年度        | 0            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 0            | 0            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| 20年度        | 10           | 4                      | 0            | 4        | 0                          | 6            | 6            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| 21年度        | 0            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 0            | 0            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| 22年度        | 0            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 0            | 0            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| 23年度        | 1            | 0                      | 0            | 0        | 0                          | 1            | 1            | 0            | 0                 | 0                             | 0                 |
| <b>24年度</b> | <b>1</b>     | <b>0</b>               | <b>0</b>     | <b>0</b> | <b>0</b>                   | <b>1</b>     | <b>1</b>     | <b>0</b>     | <b>0</b>          | <b>0</b>                      | <b>0</b>          |

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。  
 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものである。

○ 訴訟の状況

情報公開関係、個人情報保護関係とも該当なし

### 3 委員の推移

#### 第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

|      |         |                      |
|------|---------|----------------------|
| 会 長  | 山 舗 弥一郎 | 公証人                  |
| 会長代理 | 山 岸 敬 子 | 明治大学法科大学院教授          |
| 委 員  | 大 塚 成 男 | 千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授 |

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：25年4月23日

#### 第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

|      |         |                  |
|------|---------|------------------|
| 会 長  | 小木曾 国 隆 | 公証人              |
| 会長代理 | 早 坂 禧 子 | 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授 |
| 委 員  | 大 塚 成 男 | 千葉大学法経学部教授       |

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：22年4月21日

#### 第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

|      |         |                  |
|------|---------|------------------|
| 会 長  | 小木曾 国 隆 | 公証人              |
| 会長代理 | 河 野 正 男 | 中央大学経済学部教授       |
| 委 員  | 早 坂 禧 子 | 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授 |

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：19年4月23日

#### 第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

|      |         |                   |
|------|---------|-------------------|
| 会 長  | 碓 井 光 明 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 会長代理 | 河 野 正 男 | 中央大学経済学部教授        |
| 委 員  | 早 坂 禧 子 | 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授  |

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：16年4月12日

#### 第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

|      |          |                      |
|------|----------|----------------------|
| 会 長  | 碓 井 光 明  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授    |
| 会長代理 | 隅 田 一 豊  | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授 |
| 委 員  | 五 代 利 矢子 | 評論家                  |

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：13年4月13日

（注） 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03-3581-3251 (代表)